

平成29年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成29年6月7日 開会

平成29年6月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第2回新十津川町議会定例会

平成29年6月7日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 報告第2号 平成28年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第3号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第8 報告第4号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第9 議案第27号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 一般質問
- 第11 議案第28号 新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第29号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第13 議案第30号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第14 議案第31号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第32号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
(内容説明まで)
- 第16 議案第33号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

1番 進藤 久美子 君 2番 杉本 初美 君

3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成29年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の会議報告を申し上げます。

去る6月2日、委員会室で議運が開催されました。出席者は、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、副町長並びに総務課長のご出席をいただきました。

協議事項並びに申し合わせ事項でございます。

一つ、平成29年第2回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、6月7日本日から6月12日までの6日間とするものでございます。

（2）でございます。日程につきましては、裏面に記載のとおり取り進めるということでございます。裏面の方に、会議の取り進めの日程が記載されておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

（3）付議案件につきましては、条例の一部改正が2件、平成29年度各会計補正予算が3件、規約の変更が1件、計画の変更が1件、任命17件、報告3件、諮問2件の計29件である旨について、総務課長から説明を受けたところでございます。

（4）一般質問については、今定例会は4人、件数につきましては6件の一般質問が用意されているということでございます。

（5）請願、陳情等の受理状況についてでございますが、6月2日現在で陳情4件を受けた旨の報告を事務局長の方から説明を受けました。これについては、議運で協議した結果、内容等精査し、議長預かりということに致すことと決定をいたしました。

（6）議員発議による議案が1件ということでございます。内容につきましては、議員定数等調査特別委員会の設置を、定例会の最終日に議員発議として上程致すことにいたし

ております。

以上、議会運営委員会の会議内容等について申し上げます。議員各位のご協力をお願いしまして、報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名致します。

9番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から6月12日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を、青田良一君よりお願いいたします。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、去る5月2日に開催されました第1回西空知広域水道企業団議会臨時会の内容につきまして、ご報告を申し上げます。

本臨時会は、監査委員の任期満了に伴いまして、西空知広域水道企業団監査委員の選任についてが議案でございました。

この件につきましては、全会一致で山本忍氏の監査委員の同意を決定を見たところでご

ございます。

以上、臨時会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、小玉博崇君よりお願いいたします。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、去る5月22日に召集されました滝川地区広域消防事務組合議会第1回臨時会の報告をさせていただきます。

まず、議案第1号、滝川地区広域消防事務組合消防本部等設置条例の一部を改正する条例について。滝川地区広域消防事務組合消防本部並びに滝川消防署庁舎新築移転に伴い、所在位置に変更が生じることから、第3条関係の項中、滝川市緑町2丁目2番31号を滝川市文京町4丁目1番5号に改めるものであり、原案どおり可決しております。

続きまして、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、児童福祉法の一部を改正する法律により、養子縁組によって養親となることを希望する者のことを養子縁組里親と規定されたことにより、関係条項の文言を養子縁組里親に改めるものに加え、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、また、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを新たに加える改正であり、原案どおり可決しております。

次に、滝川地区広域消防事務組合議会議長は2年を任期とし、持ち回り制とするという申し合わせ事項により、この度、2年の任期を迎えるに当たり安中議長の辞職の意向が出され、審議承認されたことから、追加日程が加わり、選挙第1号として、滝川地区広域消防事務組合議会議長の選挙を行いました。

結果、滝川地区広域消防事務組合議会副議長であった雨竜町選出議員の平松恭宏議員が議長に選任されました。

続いて、平松議員が議長に選任されたことにより、副議長の選挙を行うこととなり、選挙第2号として、滝川地区広域消防事務組合議会副議長の選挙を行い、芦別市選出議員の小川政憲議員が副議長に選任されております。

以上、滝川地区広域消防事務組合議会第1回臨時会の報告とさせていただきます。

なお、報告させていただきました会議資料につきましては、事務局に保管しておきますのでご覧いただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おおはようございます。ただ今議長からご指示がございましたの

で、平成29年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、主なものを説明させていただきたいというふうに思います。

初めに、総務課関係から申し上げます。

表彰であります。

新十津川消防団が消防庁長官表彰旗を授与されました。また、新十津川消防団副団長、矢野光昭様が、消防庁長官表彰永年勤続功労章を受章し、3月24日にそれぞれ伝達式を行ったところでございます。

次に、地域公共交通の関係でございます。

乗合タクシーと乗合ワゴンの平成28年度の利用者数は、滝川市内へ乗り入れる乗合タクシーが延べ1,360人、砂川市内へ乗り入れる乗合ワゴンが延べ1,982人となり、合わせて3,342人の利用がありました。昨年度と比較すると45人減少をしております。

また、4月からは通学や通勤に配慮した定期券導入に併せ、利用案内のチラシを全戸に配布する一方、各地域における乗車方法の説明をさせていただきました。今後においても新十津川町地域公共交通活性化協議会を中心に、地域の方々の意見を聞きながら、事業者と協議を重ね利用促進に取り組んでまいるところでございます。

次に、国、北海道への要望についてであります。

平成30年度の事業要望については、5月31日に札幌開発建設部滝川道路事務所、同河川事務所、空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所に対して、国道275号、451号の整備、石狩川の築堤の早期完成及び河道掘削の早期実施、町内を流れる一級河川の改修などについて、それぞれ要望を行ったところでございます。

次に、自衛隊への要望でございます。

5月23日には、町内の隊員宿舎の建設を求めるため、自衛隊協力会として滝川駐屯地、関谷連隊長に直接要望を行ったところでございます。

次に、まちづくり懇談会でございます。

住民の皆さんと直接意見交換させていただくまちづくり懇談会は、6月2日、子育て中の親の方との懇談を皮切りに、7月4日までの日程で各団体の青年部や行政区を対象に懇談させていただくこととなっていることを申し述べさせていただきます。

次に、JR札沼線の関係でございます。

5月21日には浦臼町との連携で、札沼線の利用促進と観光振興を目的とした国道275号歴史街道バスツアー、町長がバスガイドを実施いたしました。39人の参加者の中には、札沼線開設の歴史や、本町と母村十津川村との歴史や絆に感動する方も見受けられ、本町を知っていただく良い機会となりました。今秋には月形町と連携したバスツアーを予定しており、少しでも多くの方に札沼線の利用と本町に関心を持っていただけるよう取り組んでまいるところでございます。

庁舎の建設関係であります。

庁舎建設基本設計業務の受注者を選定するための公募型プロポーザルを、3月17日から5月11日にかけて行いました。参加表明書を提出した7者による第一次審査、第一次審査の上位5者による第二次審査を経て、最優秀者に選ばれた株式会社ドーコンと業務委託契約を締結し、庁舎建設事業がいよいよ本格的にスタートをしたところでございます。

4 ページをお開き願いたいと思います。

遭難捜索であります。

6月3日午後5時18分、徳富ダム奥の奥トップ道有林において、山菜採りに来ていた当別町の男性2名が遭難したとの連絡が入り、午後5時45分に遭難対策本部を設置し、警察、消防とともに捜索に入りました。午後7時20分に無事下山したところを発見し、午後8時10分に本部を解散をいたしました。

当時は小雨も降り非常に寒い日でありましたので、そしてまた、暗くなってきた時間帯ギリギリに無事発見をしたことが何よりであったと思っております。今後、山菜採りの方々のマナーや安全確保を的確にさせていただき、遭難が起きないことを念願するところでございます。

次に、会計課関係でございます。

平成28年度会計閉鎖であります。

平成28年度各会計につきましては、5月31日に会計閉鎖をいたしました。一般会計の歳入総額は83億5,208万4,214円、歳出総額は80億6,360万5,512円、歳入歳出差引額は2億8,847万8,702円となりました。

繰越明許費の一般財源分2,492万2千円を差し引き、実質収支額2億6,355万6,702円のうち1億3,355万6,702円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、1億3,000万円を平成29年度に繰り越しをさせていただきました。これにより全基金の現在高は、61億3,414万3,675円となりました。

また、収入未済額は、町税及び公営住宅使用料などを含め、全会計で1,363万9,235円となりました。

次に、住民課関係についてご報告申し上げます。

交通安全及び防犯の関係でございます。

交通事故の発生状況は、2月1日から5月31日までの発生件数は2件で、前年同期と比べ1件の増加、負傷者数は3人で前年同期と比べ1人の増加となっており、平成24年4月23日に発生した交通事故死以降、5月31日現在で、交通事故死ゼロ1,864日となっております。

4月6日から14日まで春の全国交通安全運動が実施され、関係団体の協力により、朝の街頭指導やパトライト作戦などを展開をいただきました。

また、4月17日には新十津川小学校の交通安全教室が行われ、4月28日には新十津川町安全・安心推進協会会長から新十津川小学校の児童へ、自転車装着用の反射板と交通安全啓發文房具の贈呈があったところでございます。

さらに、レインボー講座で実施をしている交通安全教室を、滝川警察署交通課協力の下、高齢者向けの内容に設定し、老人クラブ15団体に講座開催を呼び掛けたところ、5月31日までに3団体から申し込みがあり、75の方が受講されました。6月においても3団体で開催が予定をされており、継続して講座開催の働き掛けを行ってまいるところでございます。

次に、6 ページをお開き願いたいと思います。

資源回収の中ほどでございますが、今年度は、行政区提案事業のモデル事業として、衣類等回収事業が青葉区、橋本区及びみどり区で実施され、合計で1,221 kilogramsの衣類

等が回収されたところでございます。

次、7ページの下段でございます。

町税等であります。

町税等の平成28年度収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率が99.56パーセントであり、前年同期と比べ0.02ポイントの減少となっております。滞納繰越分については2.55パーセントで、前年同期と比べ6.35ポイントの減少となっております。内訳は、お目通し願いたいと思います。

8ページに入ります。

国民健康保険税は99.27パーセントで、前年同期と比べ0.3ポイントの減少となっております。滞納繰越分については31.27パーセントで、前年同期と比べ7.17ポイントの減少となっております。

後期高齢者医療保険料は、前年度と同様に100パーセントでありました。

次に、保健福祉課関係について報告申し上げます。

ふるさと学園大学についてであります。

5月16日に入学式が行われ、男性52人、女性128人の合計180人が入学をいたしました。

次に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の関係でございます。

5月31日現在の受給者数は342人、対象児童数は593人となっております。また、児童扶養手当受給者は、母子世帯68人、父子世帯5人の計73人、特別児童扶養手当受給者は20人となっております。

保育園の運営状況についてでございますが、5月31日時点の新十津川保育園の入園者数は78人で、前年同期と比べ8人の増加となっております。送迎バスの利用は、花月方面1人、大和、徳富方面1人の計2人の園児が利用しており、2系統をバス1台により運行してございます。また、5月29日より0歳児1人が広域入所により滝川市江部乙保育所を利用してございます。

次に、放課後児童クラブでございます。

平成28年度の利用実績は、登録児童数50人、年間開館日数が289日、総利用者数は5,324人となっており、1日平均では18.4人が利用してございます。今年度については、登録児童数は54人、5月31日現在までの開館日数が48日、延べ利用者数1,229人、1日平均では25.6人が利用しており、前年同期と比べ368人の増加となっております。

次に、子育て支援センターでございます。

平成28年度の利用実績は、年間開所日数が240日、総利用者数は5,132人で、前年度と比べ1,309人の減少となっております。平成28年度の託児サービスの利用実績は21回、152人となっております。

次に、10ページの中ほどでございます。

ボランティアポイント事業であります。

今年度から高齢者や障がいのある方に対し、見守り、給食サービス、介護予防サポーターなどの各種ボランティア活動に対し、ポイントを付与する制度を開始しました。5月31日現在で10団体、58人、個人で9人が登録し、対象者へ支援活動を行っていただき、4月、5月のふた月間で136ポイント付与してございます。

次に、11ページの中ほどの下にございます。

障がい者関係でございます。

身体障がい者手帳交付者数は、5月31日現在で374人となっており、前年同期と比べ19人減少をいたしました。また、精神障がい者手帳交付者数は33人で、前年同期と比べ4人増加、精神通院医療費の公費負担患者数は113人で、前年同期と比べ11人の増加となっております。障がい者の地域事情や利用者のニーズに応じた支援を行う地域生活支援事業については、5月31日までに日中一時支援5件、移動支援1件、日常生活補助用具のストマ用装具等の給付が29件となっております。

続いて、12ページをお開き願いたいと思います。

体力増進室の利用状況でございます。

5月31日までの利用状況は、延べ48日、利用者数は1,403人、1日平均で29.2人が利用しており、多くの方が健康づくりに取り組んでいただいております。

また、加工室の5月31日までの利用状況は、延べ15団体、82人が利用しており、女性のグループ活動の場として積極的に活用されております。

次に、経済対策分臨時福祉給付金でございます。

消費税増税に伴う臨時的な給付措置として実施をする経済対策分臨時福祉給付金については、1人につき1万5千円を支給するもので、3月21日から受付を行っております。5月31日現在の申請及び給付状況は、1,538人の対象者に対して1,336人から申請があり、申請率は86.9パーセントとなっております。申請者のうち、これまでに給付決定した1,186人に対し1,779万円を給付いたしました。

次に、産業振興課関係でございます。

水稻の関係について説明をいたします。

水稻の作付け予定面積は3,541.59ヘクタールで、前年度実績と比較すると16.77ヘクタール減少となっております。作付面積のうち主食用米としては3,537.42ヘクタールで、前年度実績と比較すると50.67ヘクタールの増加となっております。

次に、地域おこし協力隊については、4月1日付で産業活性化支援員2人と新たに農業支援員1人を委嘱いたしました。また、5月1日には、地場産品の開発などの業務を担っていただくため、新たな産業活性化支援員1人を委嘱し、現在本町の地域おこし協力隊は、合計で4人となっております。なお、6月19日までにさらに農業支援員1名を追加募集いたしております。

次に、特産品PR事業でございます。

新十津川総合振興公社では、4月から新商品として金滴酒粕煎餅を発売いたしました。また、11年ぶりに終着駅まんじゅうのデザインをリニューアルし、札沼線の利用とともに売上げの増加に期待をしているところございます。

次に、14ページ、建設課関係でございます。

その他関連事業の中で記載をしてございます、徳富川ラブリバー推進協議会主催により、石狩徳富河川緑地周辺の清掃が5月31日に実施されました。本年は、12団体、135人の多くの方々に参加をしていただき、約60キログラムのごみを回収いたしました。天候と参加人数に恵まれる中、回収量は昨年度より大幅に減少しておりますことを申し上げますとともに、長年の活動成果が表れている様子を報告をさせていただきます。

以上をもちまして、平成29年第1回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。お手元の報告書に基づきまして、主なもののみ報告させていただきます。

はじめに教育委員会関係ですが、3月24日の定例会では、報告5件と議案4件の説明を行いました。議案第7号の新十津川町スポーツ推進委員の委嘱についてですが、任期満了に伴い、平成29年4月からの委員7人の委嘱について審議し、議決をいただきました。

4月25日の定例会では、報告9件、議案5件の説明を行いました。報告第16号では、今年度から行う中学生の英語検定料助成事業の実施に当たり、負担金交付要綱についての説明を行いました。また、議案第12号では、新十津川町学校運営協議会設立準備委員10人の委嘱について審議し、議決をいただきました。

5月15日の定例会では、報告5件の説明を行いました。報告第24号では、新年度となり4月末現在における小、中学校の児童生徒の不登校の状況について報告いたしました。なお、小学校では対象児童がなく、中学校では不登校傾向にある生徒が7人いる状況にありますが、スクールカウンセラーとの面談や滝川市のふれあい教室への通級などを行い、生徒個々の状況に沿った対応を行っております。

次に、3月9日開催の臨時会では、報告1件の説明を行いました。報告第8号、平成29年度教職員人事異動内示について報告いたしました。

2ページに移りますが、小、中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございます。小学校は315人、中学校は172人、合わせて487人の在籍であります。昨年同期は498人でしたので、比較すると11人減ということになっております。

教職員合計57人のうち、教育環境を整えるべく、道費ではティーム・ティーチング指導や習熟度指導、さらには期限付き教諭を含め、小学校2人、中学校3人の計5人の配置を受けております。

町費では、小学校で理科専科教員、小学1、2年生の学習支援サポーター、通常学級及び特別支援学級児童支援員、学校図書館司書の7人を、中学校では教育充実指導講師、学力向上推進講師、特別支援学級支援員の3人の計10人配置いたしました。以上、道費、町費での人員配置を行い、複数の教員による指導体制を整えました。

小学校の関係ですが、運動会を6月3日に行いました。低温、小雨の悪天候予報に基づき、児童の健康面を考慮し、午前中で終了する短縮プログラムで実施し、また、強風対策として、児童席、本部席テントの設置は行わず、安全面を考慮して実施いたしました。悪天候の中、児童が最後まで諦めず、正々堂々練習の成果を発揮していました。初めての運動会となる1年生も立派に取り組み、最後の種目、全校児童による玉入れは、全学年が心をひとつに団結するよい機会であったと思います。議員を始め、来賓の方々にも子供達に

心温まる応援を賜りありがとうございました。

中学校の関係ですが、4月17日に放課後学習サポートを行い、53人の生徒が参加いたしました。これは、今年度からの新たな取り組みとして、学習場所を提供し、学習サポートを行う取り組みとして毎週月曜日実施し、今年度は28回実施する計画であります。また、6月2日に第1回目の英語技能検定を中学校で行い、15人が受験しております。

スクールカウンセラー派遣事業ですが、先ほども申し上げましたが、児童生徒の心のケアのために、専門的な立場から児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員への助言や個々の事例に対する適切なアドバイスが出来るように、今年度も継続してスクールカウンセラーの指定を受け、新任として佐藤洋一カウンセラーが配置されております。

次に、今年度の小学校特別クラブの加入状況であります。4月17日に結成式が行なわれ、少年少女合唱団15人、獅子神楽16人、スクールバンド40人となり、3年生以上の希望者をもって活動が開始されております。

中学校課外活動であります。4月29日、滝川市で滝川バレーボール協会会長杯争奪戦中学バレーボール大会が開催され、女子が準優勝となりました。また、5月3日から4日の両日、高畑良助旗争奪中学校野球大会が開催され、野球部が滝川江陵中学校との合同チームで戦い、見事、優勝いたしました。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。表のとおりとなっており、全生徒の84.9パーセントが加入しています。生徒数の減少に伴い部活動加入者数も減少していますが、前年度と比較した部員の増減といたしましては、バスケットボール部員25人と前年対比8人増えたのに対し、減少が著しかったのは、卓球部が22人と前年対比13人の減となっております。各部とも少ない部員数となっておりますが、中学校では、今年度の目標を全部活動において全空知大会以上の出場、入賞をめざすと定め、これから開催される中体連予選大会に向けて、生徒と指導教諭が一丸となって現在、練習に励んでおります。

4ページに移りまして、教育関係団体の役員構成ですが、PTA連合会の総会が5月1日に行われまして、会長には新中PTA会長の側哲博氏が選任されました。その他の教育関係団体の役員構成につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

学校教育関係であります。コミュニティ・スクールですが、4月23日に小中学校評議員、PTA、行政区長、青少年健全育成町民会議、社会教育委員などにより構成する第1回新十津川町学校運営協議会設立準備委員会を開催いたしました。平成30年度から地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めることを目的とした学校運営協議会の設置に向けて、今年度1年間協議を進めていただきます。

次に、農業高校の関係では、今年度は30人が入学し、そのうち新中からは10人進学されております。

5ページに移りまして、高校配置計画の関係であります。4月26日、平成29年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が深川市で開催され、地域の意見を集約いたしました。空知北学区においては、平成30年度から滝川西高校が1学級減とする大学科を商業に関する学科とし、学級減に併せて学科転換いたします。具体的に申し上げますと、会計ビジネス科2学級、情報ビジネス科2学級の計4学級から、情報マネジメント科に変更となり、3学級となります。

また、高校配置の現状と課題が道教委から示され、次の4点がございました。

1点目、平成32年度においては、学区全体で42人の中卒者の減が見込まれ、欠員の状況などを考慮した定員調整が必要となる。

2点目、平成33年度から36年度までの4年間で、132人の中卒者減が見込まれ、欠員を生じている学校も多いことから、学校、学科の配置の在り方や再編整備を含めた定員調整の検討が必要となる。

3点目、深川市内には、望ましい規模を下回る学校があり、欠員の生じている学校もあることから、再編を含めた定員調整の検討が必要となる。

4点目、欠員が40人以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについて検討が必要となる。以上でありました。

また、2学級以下の小規模校の在り方ということで、新十津川農高も対象となりますが、今後も中卒者数の減少が見込まれることから、欠員の状況や地元からの進学状況などを踏まえ、学級減や再編整備を含め、その在り方の検討が必要となると提示されました。

このようなことを踏まえ、道教委では、昨日の6日、平成30年度から32年度までの公立高校配置計画案を公表し、空知北学区では、平成32年度に深川東高校を1学級減の2学級にする方針が新たに示されました。今後は、7月に予定されている第2回地域別検討協議会でこの度の計画案について意見交換を行い、9月に公立高等学校配置計画が決定されるスケジュールになっております。

次に、社会教育関係ですが、5月10日に第1回社会教育実施計画策定委員会を開催し、委員長に西田浩二氏を選任し、来年度からの第7期社会教育実施計画案策定に係るスケジュール等についてご審議いただきました。

6ページに移りますが、5月26日に体育協会の表彰式が行われました。振興賞には、永年にわたりパークゴルフ協会の役員としてご尽力された坂本慶一様、西田秀雄様に振興賞を、ゲートボール連盟の役員としてご尽力された工藤政雄様に貢献賞を、また、昨年度剣道で輝かしい成績を残されました泉谷文雄様、尚武会少年部、中学校剣道部に奨励賞が吉田理事長から贈呈されました。

少年団大会成績ですが、7ページに移りまして、野球ですが5月20、21日の両日、沼田町におきまして、第39回春季少年野球大会北空知支部大会が開催され、ホワイトベアーズが2年ぶりに優勝いたしました。

株式会社北海道日本ハムファイターズ協定事業として、5月11日、18日の両日、少年野球教室が元日本ハムプロ野球選手により行われました。こうした実技指導が、今ほど報告した少年野球大会での好成績に繋がっているものと考えています。

また、生涯スポーツ推進事業では、5月13日に新小グラウンドで、小学生95人参加のもと、陸上女子短距離選手として活躍した北風沙織さんの指導による、走り方教室を行いました。子供達は、運動会でその成果を発揮いたしました。

8ページに移りまして、開拓記念館ですが、5月3日にオープンし、先ほど町長の行政報告にもありましたように、5月21日には国道275号歴史街道バスツアー客の方にご来館いただき、町の歴史を理解していただきました。

体育施設ですが、サンウッドパークゴルフ場は、今年は雪解けが早かったことから、例年より1週間早い4月22日に、このほかの屋外体育施設及び温水プールは4月29日にオー

ブンいたしました。

平成28年度の社会教育施設利用状況ですが、そっち岳スキー場を除く社会教育施設の利用状況ですが、利用人数は10万2,494人で、前年度より2,421人減少し、使用料では79万1,090円減少しています。主な増減施設ですが、農村環境センターが前年度より3,501人減少しています。平成28年度の利用が平年ベースでございまして、前年度の平成27年度が4月の統一地方選挙開票事務や、天候により味覚まつりを大ホールで実施したために利用が多かったことによるものでございます。

また、青年会館が前年度対比2,618人増加していますが、放課後児童クラブの利用者の対象を小学3年生から6年生に拡大したことと、10月からは平日利用としたことによるものであります。

そっち岳スキー場は、降雪量が少なくオープンを1週間遅らせたことや、天候の関係でゲレンデコンディションが悪かったことにより、利用者及び使用量が減少いたしました。

次に図書館関係であります。平成28年度の利用状況ですが、個人貸出冊数は7万7,561冊と、前年同期と比べ3,270冊減少しており、主に町外の貸出者が減少しています。一方、団体貸出は1万3,801冊で、小学校など町内貸出が増え、前年同期より550冊増加しています。また、貸出人数は1万7,739人で、前年対比一般、児童及び町内、町外の区分においていずれも減少しており、前年対比1,333人の減となっております。

なお、行事関係であります。通常事業、特別事業を始め、ギャラリー展示では小中学校卒業生の作品を展示するなど、ご家族やご親戚など多くの方が図書館に足を運んでいただけるよう工夫を図り、図書館事業を行なっております。

以上申し上げまして、平成29年第1回定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

(午前10時54分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問は、午後1時から致すことにいたしまして、これからは、以下の日程を順を追って進めてまいります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、報告第2号、平成28年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第2号、平成28年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第2号、平成28年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

昨年の第4回定例会並びに本年の第1回定例会において、平成29年度に繰り越して執行することのできる予算として、総額1億7,118万1千円の繰越明許費の議決をいただいておりますが、全額、平成29年度に繰り越しを行いましたので、報告をさせていただくものでございます。

はじめに、2款総務費、3項戸籍住民登録費、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに52万7千円、未収入特定財源は、全て国道支出金で52万7千円でございます。

内容でございますが、個人番号カード関連の事務につきましては、地方公共団体情報システム機構に事務の委任を行い、必要となる経費を各自治体が負担するという仕組みとなつてございますが、国全体の個人番号カードの発行状況により、平成28年度に負担すべき事業費の一部が、平成29年度において負担することとされましたので、本町においても繰越の手続きを行ったものでございます。

なお、財源につきましては、全額、国庫補助金が措置されることとなっております。

参考までに、本町における個人番号カードの発行状況でございますが、4月末現在の件数で、交付件数686件で、交付率9.9パーセントとなっております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金支給事業は、金額、翌年度繰越額ともに2,449万5千円、未収入特定財源は、全て国道支出金で2,449万5千円です。

内容は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、対象者1人につき1万5千円の給付金を支給するもので、国の平成28年度補正予算において全額、財源が措置されております。

申請状況でございますが、5月末現在で申請者数1,336人、申請率は86.9パーセントとなっております。

次に、8款土木費、3項河川費、河川維持管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに7,800万円、未収入特定財源は、国道支出金3,850万円、町債3,060万円、一般財源890万円で、国の平成28年度第2次補正予算において採択されました、上4号線排水路改修工事について繰越しを行ったものでございます。

事業の執行状況につきましては、本年4月に調査設計業務の発注を行っておりまして、秋の収穫後に工事発注の予定となっております。

同じく、5項住宅費、公営住宅維持管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに2,581万2千円、未収入特定財源は、国道支出金1,161万5千円、一般財源1,419万7千円で、トップ

団地A棟第2工区の外壁塗装工事でございます。

当該事業は、平成29年度の社会資本整備総合交付金の対象事業として事業を進める予定としてございましたが、国費予算の状況が非常に厳しいとの状況から、平成28年度の国費予算の残余枠での補助申請に方針を変更したところ、事業採択の運びとなったことから、平成28年度事業として繰越措置を行ったものでございます。

事業の執行につきましては、今月、工事発注の予定となっております。

次に、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、林業施設現年度災害復旧事業は、金額、翌年度繰越額ともに4,234万7千円、未収入特定財源は、国道支出金2,502万2千円、町債1,550万円、一般財源182万5千円でございます。

事業内容は、平成26年5月16日から平成28年8月10日にかけての地すべり災害に係る復旧工事でございます。奥地林道北美沢線並びに奥地林道学園沢線の2路線でございます。

2路線とも3月下旬に工事発注となり、北美沢線は9月中旬、学園沢線は10月下旬までの工期となっております。

合計いたしまして、金額、翌年度繰越額ともに1億7,118万1千円、未収入特定財源は、国道支出金1億15万9千円、町債4,610万円、一般財源2,492万2千円でございます。

以上、平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、平成28年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の平成28年度第44期の経営状況について、添付してございます第44期事業報告書によりご説明を申し上げます。

なお、5月29日に、総合振興公社の株主総会取締役会で認定を終えていることを申し添えておきます。

初めに、1ページの事業報告についてでございますが、平成29年3月31日に町へ700万円の寄附金を納付してございます。

次に、業務の執行状況についてご報告をいたします。

2ページ、1の特産品販売事業ですが、特産品売上高は5,348万9千円で、費用を差引きますと1,165万2千円の利益となっております。前年比較では、特産品販売の売上が672万7千円の減で対前年比33パーセントの減、物産館売店売上は12万1千円の増となっております。

次に、3ページ、3の加工事業ですが、(4)のトマト受託加工は、発注業者の在庫調整ということで、平成28年度はゼロとなっております。

(10)のミニトマトジュースは、180ミリリットル瓶が709本と少しずつ生産量が増加している状況でございます。

(11)の南瓜加工ですが、平成28年度についてはトマト受託加工と同様に、発注業者の在庫調整で受注はゼロとなっております。

次に、5ページ、4の物産館レストラン事業は、83万円利益となっており、対前年30万1千円の増益となりました。

5の宿泊施設事業は、合宿利用者が対前年0.5パーセント減少し、一般宿泊利用者は12.2パーセント減少となりましたが、経費節減など努力を重ね、11万7千円の利益を計上してございます。

次に、6ページ、6の業務受託事業ですが、町から物産館と公衆トイレ等の管理業務並びに町指定ごみ袋の卸販売業務を受託し、前年対比102万4千円の増益となりました。

それでは8ページ下の事業別差引収益（営業利益）の表をご覧くださいと思います。ただ今説明いたしました事業の収支が一覧で表示してございます。

当振興公社全体では503万6,921円の利益となっております。上の表の損益計算書でもこれらの数字が確認できるという状況でございます。

営業損益の部で、売上高の計2億4,483万8,086円から販売費の計2億2,891万2,906円と、その他経費の計1,088万8,259円を差し引きますと、営業利益503万6,921円となります。

なお、その他経費の一般管理費1,080万9,544円のこの中に、町への寄附金700万円が含まれております。

次に、左の7ページに貸借対照表を掲載しておりますが、この中で何点かご説明をさせていただきます。

資産の部で(9)保険積立金361万5,067円でございますが、これは社員の福利厚生の一環として、退職準備金とすることを目的に723万円ほどを積み立てました。その2分の1については損金算入できることから、この項目には、その2分の1相当の額が計上された

ものでございます。

次に、3番の投資その他資産で(1)出資金311万円は、金滴酒造株式会社300万円、滝川酒販協同組合10万円、北門信用金庫に1万円を出資しているものを計上しております。

次に負債の部で、1番の流動負債の(2)短期借入金1,000万円は、民間金融機関から4月当初の資金繰りのため、短期で借り入れをしたものでございます。また、この貸借対照表は、平成29年3月31日現在ということで、記載されておりませんが、町からも1,000万円を借入れし、年度内に返済をしております。

次の(3)未払金は、パート社員31名分の3月分賃金で、4月に支払いをしたものでございます。

(6)預り金については、社員の3月分の社会保険料などで請求があり次第支払うものでございます。

次に、純資産の部で2の利益剰余金の(1)繰越利益剰余金2,330万8,093円でございますが、9ページの下段の方をご覧いただきたいと思っております。剰余金の処分に関する資料といたしまして、前年度繰越利益剰余金1,907万7,344円に当期利益金423万749円を足したものが次年度繰越利益剰余金となっております。

以上で、新十津川総合振興公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(長谷川秀樹君) 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番(青田良一君) ちょっと分からない部分があるんですけども、今の報告を聞いてますと儲かっているというふうに理解をしていいんだと思うんですけども、3月31日に町へ700万円の寄附をしたというふうに書いてありますけども、一つの会社ということで考えれば、儲かった分は基本的には従業員に還元するような方法を考えるのが経営者として全うな考え方でないかなと思うんですけども、なぜ公社が町の方へ、こういった形の寄附を行ったのか、そういった部分について、もうちょっと分りやすく説明をいただきたいと思っております。

○議長(長谷川秀樹君) 答弁を求めます。

副町長。

○副町長(小林透君) それでは、ご答弁申し上げたいと思っております。

新十津川総合振興公社につきましては、出資が100パーセント町の出資による株式会社ということでございます。

通常の株式会社ということであれば、株主の方に配当を基本的にするという形態をとることになるかと思っております。ただし、振興公社が今、運営をさせていただいている施設等については、町が設置をしていただいていると。さらには平成28年度については、送迎用車両の更新もしていただいているということでございます。あと、大規模な修繕についても町の方で施設管理という形でしていただいているということでございます。

そのような状況において、やはり町の方のそういった支援を受けて実際に黒字の経営を

させていただいているという状況もございます。ゆえに、寄附金というような形で、町の方にその分のすべてではございませんが、その部分について寄附金という形で700万円を町の方に入れさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

従業員の還元につきましても、黒字決算をさせていただいたということでございまして、その分については、一時金という形でパートさんも含めて配分をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告するものでございます。

内容につきましては産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 後木満男君登壇〕

○産業振興課長（後木満男君） それでは議長のご指示がございましたので、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況について、内容の説明を申し上げます。

お手元の平成28年度第5期事業報告書、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。

なお、事業報告、決算報告につきましては、5月17日にピンネ農業公社の理事会決議、5月19日に評議会の承認を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

まず、事業報告でございます。報告書の2ページをご覧ください。

1の農地利用集積円滑化事業関連でございます。事業対象者、出し手8名、受け手8名の賃貸借が成立し、賃貸借面積は31万816平方メートル、認定面積3,023アールの農地権利移動となっております。本年度は、出し手が受け手を指定する案件が2件ございまして、農地法第3条の相対による許可申請での取扱いとなっております。

3 ページをご覧ください。

2 の農地中間管理事業関連ですが、平成28年度の農地中間管理事業の該当事案はありませんでしたが、新十津川地区において、農地拡大意欲が高く、昨年9月の農地借受希望者の募集では240名希望があり、北海道農業公社に一括借受希望申請書を提出しているところがございます。なお、経営転換協力金及び耕作者集積協力金の支払いは、平成27年度の繰越し分につきまして、総額154万2千円が交付されております。

3 の多様な担い手の育成支援事業関連では、平成27年3月から新規就農者技術修得センターで研修中の2名が、事業継承予定先の農家と認定面積61アールの賃借契約を行うとともに、ミニトマト用ハウス8棟を譲り受けまして、認定農業者の認定を受け、ピンネ農業協同組合の組合員として加入をしております。

このほか、青年就農給付金対象者、新規就農予定者及び北海道農業大学校就学生に対する支援助成を行っております。

また、札幌市において開催された北海道新規就農フェアにブース出展をしております。

農業後継者の花嫁対策につきましては、8月に本町において後継者4名と札幌在住の女性5名が、町内の見学及び交流会を行っております。その後の進展の報告はございませんでした。

4 の中山間地域等直接支払交付金支援事業関連では、5集落との事務受委託契約により、会計事務等の業務を支援しております。5集落の集落交付金の2.5パーセントにあたる142万7千円を作業受託費として受けとっております。

また、その他事務といたしまして、視察の受入れ、農業経営に関する意向調査の分析や農業施設活用実態調査を行っております。

5 ページ目の農地移動取扱実績及び離農跡地等権利移動支援実績、6 ページの農地賃貸実績一覧表、また7 ページから9 ページの月別の事業経過につきましては、後程お目通しをお願いいたします。

続きまして、第5期の決算報告書を説明申し上げます。11ページをお開きください。

これは、決算状況の貸借対照表でございます。当年度、資産合計で572万5,994円、負債の合計で60万6,159円、正味財産合計では511万9,835円、負債及び正味財産合計では572万5,994円となっております。

12ページ及び13ページは、正味財産増減計算書でございます。

13ページ下段の正味財産期末残高511万9,835円は、11ページの正味財産合計欄と一致しております。

次に、14ページから16ページが、平成28年度第5期の損益計算書になります。

収入、支出の総括表に基づき、決算額と主な内容のみの報告とさせていただきます。

まず、収入ですが、Ⅰ公益目的事業収入計939万3,084円は、2の運営費負担金収入が主なものでございまして、新十津川町とJAピンネの負担金を合わせまして939万円の収入となっております。

Ⅱの収益事業収入計148万3,440円は、中山間事業の5集落の業務受託手数料が主なものでございます。公益目的事業と収益事業収入の計では1,087万6,524円となり、前年度の繰越金5万4,287円を加え、収入合計では1,093万811円の決算となっております。

15ページ、16ページが支出となります。

1の人件費462万6,480円は、役員報酬、職員給与、福利厚生費のほか、担い手育成研修会を開催した際の講師の報酬を支出しております。

2の旅費7万7,566円は、理事及び評議員の費用弁償と職員の普通旅費を支出しております。

3の業務費93万9,491円は、会議費、通信運搬費、消耗品費等の業務にかかる経費でございます。なお、宣伝広告費の比較増減で減額の35万3,640円がございますが、これはホームページの維持を委託しておりました会社が倒産いたしましたけども、その後業務を引き継いだ会社と協議を行いまして、1か月分の委託料の支払いで決着したということでございます。なお、ホームページの運用自体に不具合はなかったと報告を受けております。

4の負担金・助成金307万1,189円は、JAピンネとの情報ネットワークの負担金のほか、新規就農者、農業研修生及び農地賃貸料等の助成に係る費用を支出しております。

16ページをご覧ください。

5の施設費189万3,904円は、事務所や公用車に係る保険料、水道光熱費、賃借料及び燃料費を支出しております。賃借料の比較増減では減額63万1,315円となっております。これにつきましては、農用地賃借料支援の執行がなかったということによるものでございます。

6の諸税負担金18万7,620円は、租税公課及び振込みや送金の手数料を支出しております。

7の雑費1万4,726円は、来客用のお茶代等となっております。

費用合計では、1,081万976円となり、次年度への繰越金は11万9,835円という決算の状況でございます。

なお、一番下段に収益事業会計の損益を記載しておりますが、決算額で37万849円の黒字となっております。

17ページから21ページまでは、公益目的事業と収益事業費用別の内訳表でございますので、後程お目通しをお願いいたします。

22ページには、監事の監査報告書の写しが添付されております。

以上、平成28年度一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況について、内容の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第27号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第27号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の改正を行い、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） それでは、ただ今上程いただきました議案第27号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、ご覧願います。

改正の内容は、低所得者に係る軽減措置を拡充するものでございまして、第21条の第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、非保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を48万円から49万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

その結果、軽減の効果はわずかではございますが、2割軽減から5割軽減になる世帯は3世帯、軽減なしから新たに2割軽減に該当する世帯はなく、税額収入としましては、18万5,375円減少となる見込みとなっております。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の9ページ中ほどをご覧願います。

第1項で、施行の日を公布の日からと定め、第2項では、改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第27号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時45分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、通告に基づき2点、一般質問をいたします。

1点目は、安心すまいる助成事業の充実展開について、町長にお伺いいたします。

新十津川町まち、ひと、しごと、創生総合戦略の一施策として、平成28年4月1日から実施されております安心すまいる助成事業の28年度の実績は、助成金交付件数71件、対象工事費の合計は1億1,880万1,996円、それに対する助成金交付額は2,044万1,000円となりました。

安心すまいる助成事業の利用が順調に伸びておりますことは、個人住宅のリフォームへの支援を待ち望んでいた町民の皆様に、大変喜ばれている施策であることを実証するもので、午前中の行政報告では、年度が変わった今年4月から5月31日の時点わずか2か月で、既に27件の申請があると町長からご報告をいただいたところでございます。

定住の促進や町内経済の活性化に対し、即効性があり、インパクトのある事業だと評価するところです。

一方、ご高齢者の方からは、大掛かりなリフォームが難しく、工事がなかなか助成対象にまで至らない。小規模な工事でも発注しやすい仕組みの方が、利用する住民と町内業者の両方に喜ばれて良いのではないかとのご意見がありました。

そこで、昨年度助成金の交付を受けた世帯の年齢構成と1件当たりの工事代金、また、その支払い状況など、どのような実態があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただ今6番議員さんからのご質問にお答えをいたします。

まず、安心すまいる助成事業は、平成27年度に策定いたしました総合戦略に掲げた、住み慣れた場所で継続して生活できる暮らしの確保を支援する助成事業として、平成28年度からスタートし平成31年度までの4年間の事業であります。今ほど6番議員さんからありましたとおり、昨年度は71件もの利用をいただき、総合戦略の重要業績評価指標に掲げましたリフォーム助成件数の目標100件を大きく上回る状況にあり、改めて需要の多さを実感をしているところであります。

ご質問の内容は3点と思われませんが、1点目の助成金の交付を受けた世帯の年齢構成については、30代から90代までと幅広い世代にご利用いただいております。一番多い世帯は60代であり、件数は26件、全体の37パーセントを占めております。30代から50代は20件で全体の28パーセント、70代以上は25件で全体の35パーセントという分布状況で、特に60

代以上になりますと、件数で51件、全体の72パーセントを占めており、高齢者世帯の方が
多い結果となっております。

2点目の一件当たりの工事代金につきましては、最大工事費が554万1千円、最小工事
費が30万円、平均工事費は167万3千円となっております、100万円以下が32件で、全体
の45パーセントを占めており、上限助成額50万円の対象となります250万円以上の工事は
18件ありました。

また、大まかな工種別に分けてみますと、屋根や外壁などの塗装改修が18件、床や壁の
張替えや建具取替えの内部改修が7件、屋根及び外壁の張替えや窓サッシ取替えなどの外
部改修が19件、ユニットバスや給湯設備取替えなどの設備改修が12件、複合的な改修が15
件となっております、当然ではありますが、改修項目が多くなれば工事費も高額となっ
ております。

3点目の支払い状況について把握しているのかという質問でありますけれども、支払い
状況は助成金の交付条件とはしておらず、申請者と請負業者間のお話になると思いま
すので、町としては支払い状況までは把握はしておりません。ただし、工事が完了し助成金交
付申請時に関係書類を添付していただいておりますが、領収書を添付された方は7件ござ
いました。推測ではありますが、助成金を受けてから支払っている方が多いのではないかと
思います。

以上、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再質問では、対象とする工事費の最低額と対象工事の内容、そし
て、申請の回数の3点について伺います。

手すりの設置や玄関段差の解消をしたいが、比較的軽微な工事を複数合わせても30万円
以上という助成の対象工事金額に達しないとのご意見がありました。助成の対象となる工
事費用の最低額30万円とする根拠は、何にあるのでしょうか。

また、安心すまいる事業に、なぜ安心して暮らすための居住性の向上として、門から玄
関前までのセンサーライトやカメラ付ドアホンが対象にならないのか。省エネルギー性向
上のための照明器具のLED化が対象工事に該当されないのかが不思議だとのご意見もあ
ります。

町長は、このようなご意見をどうお受けとめになられますでしょうか。

そして、申請回数について伺います。28年度の助成金交付実績は71件と、先ほどの質問
の際に申し上げました。そのうち交付金額の上限50万円を助成したのは18件と伺っており
ます。限度額の50万円の助成を受けるのは250万円以上の改修工事になります。一度に250
万円の改修工事をするというのは、現役の一般のサラリーマン家庭では大きな出費です。
ましてや現役を引退した60代以上の世帯ならなおさらです。

現在の事業では申請は1人1回ですが、これを複数回に分けることができれば、例えば、
1回目は浴室ユニットバスや洗面所などの水回り、2回目は屋根の塗装など複数回に分け
ることの方が、町民の皆様にとってはリフォームしやすくなるため、工事の発注機会が増
え、町内の住宅関連業者の工事受け入れの平準化が図られたり、小規模建設業者にも仕事
が行き渡るのではないかと考えます。

以上3点、対象とする工事費の最低額の引き下げ、対象工事の内容の緩和、そして申請の回数についての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの再質問、3点についてお答えをさせていただきます。1点目の対象工事費の最低額の引き下げということから、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在、税込みで30万円以上と定めておりますのは、ある程度の住宅改修等を行うには、最低限必要な額というようなことを考えておりました。また、条例制定時にも、リフォーム助成等の実施をしている近隣の市町村の状況をいろいろ調べさせていただきました。

その結果、下限額を50万円以上としている自治体が多かったわけですが、この事業を効果的に、また、うまく活用していただきたいということなどから、できる限り広く助成制度を活用していただきたいということを、町ではいろいろ考えをさせていただきました。

そして、今、住んでいる方が新十津川に長く住み続けてもらいたい。その思いから、現在の下限額を通常の自治体の50万ではなく、30万という金額で定めをさせていただいたということがございますので、一般の自治体とは違って、そういったことも考慮をして30万にさせてもらったということ、まずはご理解をしていただきたいというふうに思います。

2点目の助成事業の対象工事の内容の緩和、見直しということでございます。この事業の目的としては、今ほども説明した、本町に長く住んでもらいたい、そのためには住宅の耐久性、居住性、省エネ性の向上を図ることとしておりますので、目的達成に向けた対象工事の項目とさせていただきます。

今ほど例を挙げておりましたセンサー付きライトだとか、インターホンということがありましたが、やはりこの事業の耐久性だとか居住性という形にはならず、事業対象とはそぐわないということから外させていただいているところでございます。

3点目の助成金の限度額に達するまで、助成回数ですか、助成の回数を複数回にしてもらえないかという質問かというふうに思いますが、冒頭の答弁で説明をしたとおり、この事業は平成31年度までの時限立法という形の中で、4年間でこの事業を進めるということでございます。この4年間の中でできる限り、住宅の耐震性、さらには居住性を整えていただくために、この事業を有効かつそして最大限うまく活用をしていただきたいということで考えておりました。これを1回にすることによって住宅の建物全体の改修、この4年間を見据えた、いわゆる4年間の期間中で、将来この建物を長く住んでもらうと、そういうことを考えていただき、そういった事業を円滑にこの事業を活用していただきたいということでございます。

それで、何回かに分けるということも今、ご指摘がありましたけれども、工事費を分けてやるということは、1回当たりの金額は分ける金額に当然なっていくわけですが、これを1回にまとめることによって、やはり工事費も、工事経費というんですかね、いろいろ一括してできることから工事も安価に済むことが一般的でありますので、そういったことをこの4年間の中でお互いに良いように、そして、受けた業者も4年間に相当数、最初100件という目標で考えておりましたから、100件の事業をスムーズにできるよう

に、町内の業者も円滑にできることを考え合わせていくと、やはり1回にすることによって業者も効率よく、そして、住宅を持つ方も安価にできる。そして例えば、1年やった工事がまた次2年目、3年目になってくると、どうしても無駄なものだとか、そういったものも出てくるかもしれないので、それを1回でやることによって効率的な工事にもつながっていくものというふうに考えておりました、4年間のうち1回というふうに限度を区切らせていただいているところであります。

いずれにしても、この安心すまいる事業は今年度が2年目でございますから、制度設計を見直す考えはございませんので、ご理解を願うところでございます。

以上を申し上げ、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 再々質問では、今後の事業展開について伺います。

安心すまいる助成事業は、ただ今町長がおっしゃいましたように4年間の時限立法というところでございます。ですが、新十津川町まち、ひと、しごと、創生総合戦略で掲げた基本目標4つのうち、安定した雇用の創出、人を引き寄せる魅力の創生、時代に合った地域の確立の3点を同時に満たす大変すぐれた施策だと思います。

この計画期間を過ぎても、本町らしい取り組みをしながらの継続を望みますが、この事業により一定の効果が認められた場合の対応について、町長はどのようにお考えになられるかお伺いして、町長への一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） この事業は4年間の時限立法の中で今、2年目を迎えておりました、この目標を今、超えようとしてございますから、もうこの段階で一定の成果はあるというふうに、私どもは判断をさせていただいております。そういった中で、次のことを今、質問にあったのではないかなというふうに思っております。

今は31年度までの時限立法でありますから、32年度以降もこの事業などについてどう考えるかというふうな質問の要点かというふうに伺ったところでありますが、今後の事業の展開という部分では、今、この4年のうちの2年目ということでございますから、やはり3年目、そして4年目の状況をしっかり鑑みて、助成実績の状況だとかを考えた中で、そういった次の時の検討ということでございますから、今の段階で次をどうするかという、まだ、検討ということの段階ではない。

ただ、一定の成果はあるということは認識をしているということだけ申し述べさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは6番議員、次の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 2点目は、学校図書館の充実による教育環境の向上について、教育長にお伺いいたします。

学校図書館は、学校図書館法において教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の基礎的な設備であるとされています。

このことを踏まえ、本町の28年度からの新規事業、一つに学校図書館司書配置事業、二つに学校図書館ネットワーク事業について、それらを効果的に活用して、子供の読書活動の推進と教育環境の向上が図られているか、その進捗状況をお聞かせいただきたいと存じます。

具体的には、(1) 学校司書が配置されたことによる成果。

(2) 学校図書館ネットワーク事業の活用。

(3) これら2点の事業の調べ学習等への活用。

(4) 学校図書館を利用できる時間の確保についての現状をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんのご質問にお答え申し上げます。

初めに、本町の学校司書の配置状況についてご説明します。

本町では、昨年4月から新十津川小学校に学校司書1名を配置し、1週間のうち小学校では火曜から金曜までの4日間、月曜日は新十津川中学校に一日出向いて勤務をしているところでございます。

学校司書を配置してからの学校図書館の開館時間ですが、学校司書の勤務日においては、小学校は午前9時45分から午後3時30分まで、中学校は午前9時45分から午後4時までとしています。

また、平成26年に行われた学校図書館法の改正以後、各地で学校司書の配置が進められているところでございますが、北海道内における配置割合は、平成27年度実績で小学校が14.2パーセント、中学校が14.9パーセントとなっております。

それでは、学校図書館の充実に対する進捗状況につきまして、ご質問の項目に沿ってお答えいたします。

ご質問項目の1点目、学校司書が配置されたことによる成果についてですが、まず挙げられるのが、貸出冊数の増加、読書量の増加でございます。小学校での貸出し数は、初年度という影響もございましたが、平成27年度1,226冊だったものが2,340冊に増加し、学校司書がいることにより、子供達が安心して図書館を利用することができております。学校司書が、本の展示や紹介方法を工夫し、本に親しみやすい環境整備を進めていること、さらには、選書の補助により貸出までの時間も大幅に短縮されていること、それらのことが貸出冊数の増加、読書量の増加につながっているものと理解しています。

次に挙げられるのが、学習支援、読書支援の充実です。

学校司書が子供達の読みたい本と一緒に探してくれたり、また、教師が授業に必要な本や読ませたい本を町立図書館等から取り寄せてくれたりすることにより、学習支援、読書支援に大きく貢献しているとともに教師の勤務の軽減にもつながっております。

さらには朝読書、読み聞かせの充実です。以前から週2回の朝読書や月に1回程度の読み聞かせを行ってきたところですが、学校司書が配置されてからは、子供達のニーズや年齢や季節に合わせ、読ませたい本の選定をより充実させ読書に魅力を感じる工夫を重ねているところです。

この読み聞かせの取組みは、北海道教育委員会による現地調査の際にも、他の市町村の

参考となる事例として評価をいただいているところでございます。

以上が、学校司書を配置したことの成果として主に挙げられる点でございます。

次に、ご質問項目の2点目、学校図書館ネットワーク事業の活用ですが、この事業も平成28年度から始まったもので、本町では、町立図書館を拠点として小学校と中学校を結び町立図書館の蔵書の中から読みたい本のタイトルや内容を検索し、予約し、取り寄せることが可能となっております。ネットワーク導入以前に比べますと、希望する本を手にする可能性が格段に向上しております。

また、新刊購入の際には、図書館の蔵書を確認することができ、さらには学級文庫の学級間の交換を容易に行うことが可能となり、学校図書館ネットワーク事業を活用することによって、読書率の向上、無駄のない選書、学校業務の軽減において効果が表れているところでございます。

次に、ご質問項目の3点目、上記2点の事業の調べ学習等への活用ですが、調べ学習では、国語や理科などの時間に学校図書館を活用して行うわけですが、低学年、中学年では、テーマを与えた中で子供達が必要な本を探す際に学校司書が適切なアドバイスをしたり、一緒に探してくれたりすることにより調べ学習の充実が図られています。また、事前に授業内容を司書に伝えることにより準備がスムーズにいくため、授業時間の節約を図ることができています。また、高学年では、各自が調べ学習のテーマを決めることから、その内容が多岐に渡るため、ネットワークを利用することにより町立図書館の蔵書を素早く検索し、本の有無の情報や本の提供を受けることができるなどの効果が表れております。

最後に、ご質問項目の4点目、学校図書館を利用できる時間の確保ですが、小学校では、図書館が3階にあることもあり、2の休みと昼休み以外は施錠している状況でありました。学校司書を配置してからは、火曜日から金曜日まではいつでも利用できるよう、冒頭申し上げたとおり、午前9時45分から開館し、児童の下校時間の決まりが午後3時35分ですので、その5分前まで利用可能としています。このように小学校では、可能な限りの時間帯で開館しており、放課後から下校までの時間帯はもとより、日課の時間内においても、特に国語、社会、総合的な学習の時間などで利用が増加している状況でございます。

また、中学校におきましては、本年度から月曜日の部活動を原則休みといたしまして、その時間帯を利用して放課後学習サポートを実施しています。家庭ではなかなか学習出来ないとする生徒に対しまして、学校での学習の場を提供することにより生徒の学習意欲の向上を図っているところですが、その際に学校図書館も利用出来るよう午後2時50分から午後4時まで開放しているところでございます。このことを含め、月曜日はたくさん本を読みたい、じっくり読書に取り組む時間がほしいという生徒に対し、学校司書に色々と相談出来る環境を整えているところです。

このようなことから、学校図書館の充実に対する進捗状況といたしましては、一定の成果の下、読書活動の推進と教育環境の向上が着実に進んでいるものと判断いたしております。

以上、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。はい、再質問を許します。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 平成27年に策定しました新十津川町子どもの読書活動推進計画第

2期では、今年度がちょうど中間年度になります。計画の目標にありますように、自主的な読書活動を促し読書習慣を定着させるには、まず、本を手にとってもらえるよう子供の知的好奇心を満たす取り組みが必要だと考えます。学校図書館にも豊かな創造力や感性を育み、子供の知識意欲に応える役割があります。

そこで3点、蔵書の整備状況、古い図書の廃棄基準、そして、長期的視点に立った購入計画について伺います。

1点目の蔵書の整備ですが、学校図書館図書標準では、学級数や子供の数に適した蔵書冊数が示されております。それと比較した本町の達成状況を伺います。

2件目は、古くなった図書の廃棄基準です。資料や図鑑など古くなると調べ学習などの役に立たなくなる場合もあります。そうした場合、廃棄するのかそれとも資料として保存する価値がある場合は、町の図書館に移動するのでしょうか。その廃棄に係る基準を伺います。

3点目は、今の2点を考慮した上での長期的視点に立った図書の購入計画についてお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） ただ今3点の質問がございましたので、再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の蔵書の整備ということでございますが、学校司書が着任した際に蔵書の確認をさせていただいております。その結果、内容の古さ、本の傷みなどについては廃棄と補充を行い、昨年度末の蔵書数は小学校が3,498冊、中学校が3,955冊となっております。しかしながら、この蔵書数につきましては、いずれも学校図書館ガイドラインで示されている蔵書基準には達しておりません。そのことから蔵書の不足分については、新十津川町立図書館と連携し、町立図書館からの配本によって補っているところでございます。例えば昨年度は、小学校の学級文庫に対し1クラス50冊から70冊ほどをそれぞれ年5回入れ替えながら配本し、さらには学校図書館にも配本するなど、より多くの方に触れるよう工夫を重ねているところでございます。

また、学校図書館ネットワーク事業により、図書館の蔵書をリクエストすることが可能となっております。これらの工夫が蔵書を増やすよりも、かえってたくさんの方に接することができるという効果があり、かつ、町立図書館の方も有効に活用することにもつながっていることから、この方式を本町においては今後も継続させていくことと、学校図書の購入については、毎年一定の範囲の中で充実を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再質問では蔵書に関する質問をいたしました。

最後にハードの部分、書架や机、いすなど、学校図書館の設備についてお伺いしたいと思います。

学校の行事や地域参観日に学校を訪問した際は、必ず学校図書館にお邪魔させていただいております。書架には司書の方が工夫を凝らしたディスプレイが施されておりますし、

休み時間には多くの子供さん達が楽しそうに本を手にしたり、談笑したりする場面を拝見しております。教室とは違う雰囲気を演出して子供達がますます学校図書館に行きたくなる、そういった魅力のある学校図書館をつくるという視点に立って、例えば、机やいすといった、そういった設備についてどのような計画といたしますか、お考えがあるかお伺いしたいと思います。

教育のご答弁いただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） ただ今の再々質問に答弁させていただきます。

さらに学校図書館が充実するように、いろいろ整備、机等を含めた整備ということでございますが、小学校、中学校とも、特に小学校につきましてもそうですが、耐震化に伴いまして大規模改修を行っており、大幅な改修というか、そういうことは考えておりませんが、必要に応じてスペース等もございますので、学校と連携を密にし、必要なものは計画的に学校長あるいは学校司書の意見を聞きながら、逐次整備を進めていきたいと思っております。

しかしながら今ほど言いましたように、スペースですとか、いろいろ机やなんかの数のこともございますので、それについては今後、検討を重ねさらに魅力ある学校図書館にしたいというふうに考えてございます。

以上、再々質問の答弁にさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

続きまして、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、私の方から2点、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、質問の1番目としまして、本町の観光振興の今後の展開について伺いたいと思っております。

本格的な少子高齢社会を迎え、本町の人口も減少の一途をたどる中、観光振興がもたらす交流人口の拡大による地域活性化は、町にとって重要な施策となります。

平成25年に本町の観光振興計画が策定され、三つの基本方針が定められました。

一つは、観光情報発信の強化。もう一つは、地域資源を生かした観光の推進。3番目に食と農村の魅力を生かした観光。この方針を打ち出されております。

策定から5年が経過し、本年は見直しの年となります。この5年間の観光振興を町長はどう評価しているか。

また、この先5年に向けた新たな観光振興計画を策定するに当たり、今ある資源を活用した企画立案の具体的な仕組みや、観光振興による地域活性化を目指すための振興方針と、その成果指標をしっかりと盛り込んだ計画作りが必要と考えるが、今後の展開についてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんのご質問にお答えいたします。

今、4番議員さんがご質問の中にあつたとおり、現在の観光振興計画は第5次総合計画の観光分野の個別計画として位置付け、観光施策の指針として平成25年に平成29年度までの5か年の期間の計画を策定をしたところでございます。次期観光振興計画は、観光協会をはじめ関係団体や観光施設の関係者等のご意見を伺いながら、平成30年度の予算付けに間に合うように取りまとめることとしてございます。

現計画の評価につきましては、5か年の途中でございますので最終的な評価ではありませんが、毎年行っております行政評価を基にお答えをさせていただきます。

今期の観光計画においては、観光事業の柱となる施策体系を観光情報の発信、都市と農村の交流促進、観光資源の発掘の3施策とし、指針に基づく事業推進につきましては、重要度を勘案しながら着手可能なものから適宜取り組んでまいっているところでございます。

一つの例ではありますが、イメージキャラクターやインターネットを活用した情報発信、ファームステイの受入れ等は成果をあげていると考えておりますし、北大留学生による観光資源発掘事業は、今年3年間の最終年であり、現在取組み中の事業でございます。

全体としては、観光振興計画に沿って遂行しているもの、事業方法の検討を含め手がけているものを合わせると、主要施策に掲げた事業の約9割が計画達成と受け止めてございます。残りの約1割につきましては、現時点における重要度や次期計画への反映の必要性等を精査し、最終的な評価の中で検証をしたいと考えております。

次期の観光振興計画につきましては、5年後を見据えた観光振興計画となり、上位計画である総合計画で指標としている観光施設やイベント入込客数の増加や、総合戦略の指標である都市住民との交流人口の維持などを考慮するとともに、現観光振興計画の評価を基に取りまとめることとなります。

新十津川の豊かな自然や風土、町ならではの開拓の歴史、農業や農村の風景などが本町の観光資源であります。今後の取組みの特色として、観光需要の中でも重要度の高い食に注目した事業の展開、また、北海道大学と連携した観光資源発掘事業の集大成により、新十津川駅や体験型の観光等を素材とした着地型観光を主としたツアーの提案などを、最終的には民間に移管をするような形で整理をしていければと考えております。

また併せて、ふるさと公園の整備計画の見直しも行うことになってございます。ふるさと公園は、当初は町民の憩いの場として整備されましたが、その後、スポーツ施設や宿泊施設、また体験施設等を整備し、スポーツ、イベントの拠点施設として、また都市と農村の体験交流など、時代の変遷に応じたまちの観光の中核施設として歩んでまいりましたので、ふるさと公園の施設の集客や特産品の販売等に繋がるよう、利用者のニーズを把握しながら関係者の協力を得て、計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

観光振興計画は、これまでも具体的に主要施策と実践内容を記述してありますので、次期計画につきましても同様に考えておりますが、成果指標につきましては、総合計画や総合戦略の成果指標との関連がありますし、5年間という計画期間の中で時代に応じた柔軟な対応も必要と考えられますので、次期計画には盛り込まない方向で考えております。

4番議員さんから提案いただきました地域の活性化につながる計画となるよう、鋭意、観光振興計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますことを申し上げ、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、4番議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から答弁をいただきまして、今回のこれまでの計画についての評価については、9割方達成できたというふうにお聞きしました。

私もこの計画を見させていただいて、新十津川町の資源がたくさん載っております。本町には本当に自然豊かなあらゆる資源があつたりだとか、たくさんの外から見ても魅力あふれる資源がたくさんあるというふうに、私も実感しているんですが、いまいちちょっと活かしきれてないのかなということも感じております。

今ある観光資源、新しい観光資源を発掘するというのも大事ですが、今ある観光資源を組み合わせることで新しい資源に生まれ変わるということもあるかなというふうに思います。

それと、町長からお話があつたように、今、滞在型、体験型の観光というのがやはり人気があり、または観光客からも求められます。またこれは滞在型、滞在するということによって地域の経済の活性化も見込めるということから、多くの自治体がこの滞在型、体験型観光に今、力を入れているというふうに思っております。ただ、いずれにしろ、この観光を振興していくには企画力が試されるかなというふうに感じております。

私はよく町民の方とお話をすると、たくさんのアイデアを持っている方もいたりとか、また、実際に観光客の方からお話を聞くと、意外と視点が見つかったりだとか、そういったことというのが非常に今後の企画立案にはとても大事になってくるかなというふうに感じます。今ほど町長は、今回、そういったことを民間に委託しながらという答弁もありましたが、そういった町民のアイデアの活用だとか、そういったものを実際に今後、具体的に企画していく方法、それをどのように進めていくのか、これを改めてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど4番議員からの再質問であります。

本当に、まちの資源というのはたくさんあるということが改めて私も実感をさせていただいたのは、先般のJRのバスツアーをやって、まちの歴史、そして、いろいろな所を案内をして回ったときに、バスツアーに来たお客さんが、本当に新十津川にはたくさん良い所があると。自然あふれる風景中で、いろんな特産品を加工している施設、そういう長年の酒造会社など、非常にそういった所だとかがあつて、昼食をとった、本当においしいジンギスカンなど、初めてこのようなおいしいものを食したというような、ほんと心温まる声もたくさん受けたところであります。やはり新十津川に来ていただく、そのやっぱり交流人口がこれから求められているということでもありますから、そういった部分が非常に大切であるというふうに思っております。

この旅行のツアー企画をしていただいた札幌の会社からも、冬のツアーがなかなかないという話がありました。冬のツアーについては過去において、町内にある新十津川で深呼吸の組織が企画をしたり、応援をしていただきながら、味噌作りだとか、そば打ち体験だとか、しめ縄飾りを作ったりだとか、そういった冬場の今までにないその体験が今、求められているということも、実は伺っているところでございます。

そういったものが、こういった新十津川のいわゆる技術を持っている人方も資源であるというふうに考えておりますので、そういったものがいろいろ連鎖をして、新十津川の経済の活性化につながっていくのではないかなというふうに考えております。

ただ、この観光振興計画の事業として、これから今、観光振興計画を作ることになりますので、観光振興計画の中では、その観光協会なり観光に関わる人方の声を中心的にいただきながら観光振興計画を作るという形になってございます。

今ほどご指摘のありました、町民からのいろんな声を聞くのかということではありますが、今後に向けてどのように進めていくのかというのは具体的にこれから進めることとなりますけれども、パブリックコメントを聴取をするだとか、いろんな方法がありますので、町民の声を少しでも広くとるように工夫をしながら、皆さん方が考える企画力を吸収して、多くの人方に新十津川に来てもらう、そういうことを考えていく観光計画としていきたいという考えておりますし、この計画を基にしながら、やっぱり経済の活性化、そして、町に多く来てもらう、そういう計画になるように鋭意努めていきたいということを考えております。

特に、今ほどありました体験型だとか滞在型、そういったものが非常に今後、求められる交流人口の拡大と、経済のいわゆる活性化につながっていくものと考えておりますので、そういったことも十分組み込んだ計画になっていく、していきたいというふうに考えていることを申し上げ、4番議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方からあったJRの町長のバスガイドツアーですね、これは私は、まさに本当に企画力のたまものだったのかなというふうに感じております。

先般も町長からのお話があったとおり、今回のツアーで大きく二つのポイントがとても良かったのかなと。

一つは、やはり遠くからこの地域に来たときに、地域の食を食べていただくと。

それともう一つ、大きな魅力の一つとしては、多くの町民の方が出迎えてくれて、そして送り出した。この地元の地域住民との交流ができた。これがとても参加してくれた方にとっては、感動を呼び起こしたというふうに感じております。

今ほど食という部分で今後も力を入れていきたいということだったんですが、現在、農産物のブランド化の推進等を行っております。今、タマネギだとかトマトだとか、何品目から推奨を受けているところですが、実際にブランド化になったからといって爆発的な売り上げには至っていないのかなというふうにも感じております。

そういったことから、ぜひ、この観光振興計画の評価は、計画した、要は実施する、例えばイメージキャラクターがとか町のPRをやった指標ではなくて、それをやって、いかに地域の経済の活性化につながったかという、そういった指標もぜひ盛り込んでいくべきではないかなというふうに思っております。

今ある資源を活用して、それを活かして、そして来てくれた方が町民と交流して、そしてこの地域で経済を発生させると、そういった具体的な実践計画を次期の計画に盛り込んでいただきたいというふうに感じております。

そこで最後の質問ですけれども、次期観光振興計画に、町長は、特に何に力を入れてい

こうとするのか。そして、現段階での方針があれば、聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど4番議員からの再々質問中で、JRのツアーの話もあり、先ほどもJRツアーの話をしていただきましたけれども、旅行を企画したツアー会社から、新十津川駅での出迎えは本当に最高のおもてなしであったというふうな評価をいただきました。どこのまちにもない、新十津川のまちだから出来た。新十津川の駅を応援する方々が本当に大勢いて、そして子供から、いろんな駅を愛する方、そして地域住民がそれぞれ複層して大勢の方に出迎えてもらったことが、本当に一番の感動であったというふうに旅行を企画したツアー会社、さらにはお客さんからのアンケート中にもそこが非常に多かったわけであります。

これは終着駅という資源を共に支えていただいている方だとか、応援していただいている方、そして、その場に来ていただいた方などが、本当に心温まるおもてなしをしていただいて、私にとっても、このまちに来ていただいた方々を、本当にしっかりお迎えできたことについて、町民の皆さん方に感謝を申し上げたいというふうに思っているとこであります。

また、9月にもう一度そのことがありますから、そのようにできれば非常にうれしい限りであるというふうに思っております。

特にそういうおもてなしをできるまちの環境、そして自然豊かな環境ということが、人々が交流して、ツアーとして来てくれる人が一番安心ができるということが、今、感じられているようであります。

先ほど言った体験型だとか滞在型、特に体験型では指導する人がだとか、いわゆる体験に係わる人との接し方がどうしても出てくるわけで、接し方がやっぱり新十津川の人方のその接し方が懇切丁寧であったり、優しかったり、新十津川の接する機会の中に風土だとか歴史だとか、そういったことを織り交ぜながら話をしながらやることによって、新十津川というまちをアピールできるというんですか、これが新十津川のまれな歴史を、よそのまちにない、そういったことがアピールできて、新十津川に来たくなる、そういうふうな思いをつなげられるのではないかなということが、私もこの前回のツアーで肌で感じさせていただきました。

きっと、今、新十津川の修学旅行生の受け入れの農家の方々も、いろんなこの新十津川の農業の営みから新十津川のこの農業者のたぐいまれな経験から培って、今、農地がしっかりある、そういった基盤を伝えているから、きっと修学旅行生も新十津川での1日、2日の思いがしっかり記憶に、そして記録に残っているのではないかなと思っております。

そういったものが相互に交流して、今後に向けては先ほど言った、やはり交流人口を増やしていく、やはり札幌、旭川周辺さらには大都市から新十津川に来てもらう、そういった交流人口をするための基となる、いわゆる体験をするだとか滞在をする、そして新十津川の食のいわゆる今ある食を維持をしていく、さらには今ある食をさらに年間を通じた物にできるかどうかという加工製品、そういったものをうまく広げながら、やっぱり観光の拡大、人に来てもらうことが一番経済の活性化につながっていくというふうに考えております。

また、JRのツアーの話をして恐縮でありますけれども、今回のツアーは約6,000円のツアーで来ましたけれども、そのツアー客は1人当たり4,500円、町内で買い物をして帰られたということでございますから、40人のツアーの中でそういった個々に買っていき、そして、そういう企画なりをしていくと地域の経済は拡大していくものというふうに考えております。

経済のいわゆる指標となるものをこの計画の中にとということでありまして、なかなか経済の効果という部分、直接的なもの、それと間接的なもの、新聞でも経済効果だとかいろいろな形がありますけれども、そういったものの計画の金額中では表明しても、それをまとめるというんですか、経済効果として集約できるというものはなかなか困難であるというふうに思いますので、この経済の指標は、この計画の中では盛り込めないということを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、以上で小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

こめんなさい、失礼しました。休憩は、4番、小玉博崇君の質問終わってからにします。申し訳ないです。

それでは二つ目の質問に入ってください、失礼しました。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 危なく気持ちが抜けそうになりました。

はい、それでは議長の指示がありましたので、二つ目の質問に入りたいと思います。

二つ目の質問ですが、障がいを持つ方の暮らしやすいまちづくりについてご質問いたします。

昨年4月に施行されました障害者差別解消法、こちらについては昨年、町の広報でも紹介がありましたが、この法律につきましては、障がいの不自由さに対して公共機関などでは、合理的配慮が義務として求められています。これは障がい者だけの問題ではなく、高齢になると目や耳、足腰等に支障が生じてくる中、少しの配慮でその障壁が解決することができ、他のものと平等の機会、待遇チャンスの実現を目指していくものであります。

しかし、人が持つ障壁は、その方の目線に立ち理解しなければ、その合理的配慮にも気づきません。

本年は、障害者基本計画並びに障害福祉計画の見直し年であり、次期計画が障がいを持つ当事者にとっての暮らしやすい地域づくりの実現に向かうため、計画策定をどのように進めるか、町長の考え方と具体的な展開について質問いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんの2つ目の質問でございます。

障がいを持つ方が暮らしやすいまちづくりについて、お答えをさせていただきます。

今ほど質問の中に触れておりましたとおり、昨年4月に施行されました障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別を解消するための措置を講じたものとなっております。

4番議員さんがおっしゃるように、行政機関等は、障がいのある方から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある方の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けされております。

町といたしましては法の趣旨を踏まえ、職員が、障がいのある方の目線にたった対応するために必要な要領を定めた職員対応要領、障がいのある方へ私達ができることサポートブックを策定し、役場職員全体で共用し、障がいのある方へのさらなる理解と配慮を持って、併せて障がいのある方、ない方に限らず、相手の立場に立った対応をすることを実践をしてございます。

また、第5次総合計画期間における障害者福祉サービスの充実の指標項目に関しましては、中間年度である昨年度に障害福祉サービス受給者及びその保護者に対する独自アンケートの満足度から、住民アンケートの障害者福祉サービスの充実の満足度の活用へと修正し、障がいを持つ方、持たない方、多角的に意見をいただくことといたしました。目標数値については、より現実的な数値を目標値に修正したところであり、決してサービスの低下を招くものではありません。現に平成27年度から、障がいのある方への相談窓口をより専門的にサポートできる事業所に委託をし、適正なサービスを提供できるよう執り進めているところでございます。

本年度は、平成24年度から29年度までの6年間で1期とする第2期障害者基本計画及び平成27年度から29年度までの3年間で1期とする第4期障害福祉計画の最終年度となります。障害福祉計画は、障がいのある方が住み慣れた地域の中で心豊かに充実感を持って自立した生活を安心して送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方や目標及び確保すべきサービス量、サービス確保のための方策を定める計画として策定しており、本計画推進に向けて粛々と進めているところであります。

次期の平成30年度から35年度までの6年間で1期とする第3期障害者基本計画及び平成30年度から33年度までの3年間で1期とする第5期障害福祉計画につきましては、策定に向けた準備段階にありますが、これまでの基本理念及び目指すべきところは基本的に継承していくこととし、国における制度改正の内容を注視し、それらも反映させたものにしていかなければなりません。

そこで、ご質問の計画作成には障がいのある方が参加することが必要ではないかについてですが、次期計画の策定に当たっては、障がいのある方の意見を取り入れられるよう、これまでと同様に、当事者である障がい者関係団体、障がいに関わる事業所等の意見を聴取し、計画案を作成いたします。

先に述べましたが、町は相談業務を委託し、障がいのある方やその家族が抱えている日常の諸問題の相談の場として集約及び把握を行い、個々のニーズに応じた支援を行っておりますが、その過程におきましては相談支援事業所、町、障害福祉サービス事業所等の関係機関との情報共有、連絡調整を行っております。

したがって、当事者の参加は少なくても、障がいをお持ちの方々の意見を代弁できる立場にある方、すなわち、相談支援事業所及び関係機関から意見を聴取した上で進めていくことで、障がいをお持ちの方のニーズを把握し、安心して暮らすことができる福祉施

策に反映できるものと考えております。

以上を申し上げ、4番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁もありました、行政機関が義務的に行う合理的な配慮についてでしたが、合理的配慮には、物理的環境の配慮方とルールの柔軟な変更への配慮、それともう一つは、意思疎通いわゆるコミュニケーションの配慮というこの三つのポイントがあります。

特に、この最後に言った意思疎通への配慮については、特に自分の思いをなかなか上手に伝えることができない知的障がいの方だとか、発達障がい、また言語障がいの方達の思いをどうくみ取っていくか、それは非常に今、大切というか重要なポイントというふうになっております。

また、我々からの情報も分りやすく伝えるという意味では、行政のホームページにおいて読み上げ機能だとか、あとルビ打ち機能だとか、そういったものを行政のホームページにつけていたりだとか、また、筆談や手話による意思伝達機能を向上させる取組みだとかというのをしているところもあります。

いずれにしても、この基本計画の基本理念は、支え合い共に暮らそう笑顔あふれる新十津川で、恐らく、この特に実現しなければいけないのは、共に暮らそう、要は共生の地域づくりというところが大事になってくるかなというふうに思っております。

そのためには、障がい者への理解の促進、これが大きな重要なポイントになってくるというふうに思います。昨今、皆さんも記憶に新しいと思いますが、相模原で大変残虐な、残念な事件が起きました。障がい者はこの世にいなかった方がいいというような極端な発想から、ああいう残念な事件が起きております。これも障がい者への不理解から起きたことかなというふうに思っております。

そこで質問ですが、障がい者を理解していくための、そして、障がい者と障がいを持たない方みんなが共生の地域づくりを築いていく、その具体的な取組みを、今一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、再質問に答弁をさせていただきます。

まず合理的配慮という部分でいろいろお話がありました。非常に合理的配慮ということは、言葉では合理的になっておりますけれども、現実的には非常に障がい者のことを理解しながら対応するということでは、非常に難しい面もあったり、行政の経験不足というようなこともありますので、先ほど言ったハンドブックなどを活用しながら、その相手方がい害の有無に、そして、個々の状況に応じながら対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

先進的にやられている大阪府だとかの事例もありますし、今ほど4番議員さんからご提案のあったルビだとか、いろんな読み上げ機能だとか、そういったことも先進的にやられているところは承知をしておりますが、うちの町では全体的な障がい者の数だとかを考え合わせていくと、個々にそれぞれの対応ができる部分がありますので、それは現状という

のか、町の状況に応じながら、できる限りのことを今後、計画的に対応させていただきたいと思っております。

共に暮らそうという部分では、一番大事なところであるというふうに考えております。理解の促進という部分では、やはり障がいのある方も社会に出ていただくということが一番大切であるというふうに思っております。社会に出て、いろいろこう触れ合ったり、そしてお互いが語り合ったりできる環境をより多くしていくことが一番良いことだというふうに思いますし、その障がいの有無ということで、今、いろいろ過渡期というようなこともあって障害者差別法もあるわけでありまして、こういった法律がなくても良い社会を作っていくと言うんでしょうか、そういった社会を目指していくことが一番、私は良いのではないかなというふうに思っております。

今日、昼休みも役場のロビーに何と言うんですか、障がい者の作ったクッキーだとかを販売をしていただきました。そういった販売をできる機会を多くしていただき、通常の人方と触れ合ったり、そういう機会を増やすことによって、よりお互いがお互いを理解し合ったり、お互いの障がい者のこともより深められるのではないかなというふうに、私は考えているところであります。

先ほど相模原の残念な事件の話がありましたけれども、仕事というのか、福祉の仕事をしている方は、いろいろ昼の仕事ばかりでなく夜も勤めてる方、医療機関もそうでありまして、そういった方ではストレスを持ってる方も非常に多いことは否めない事実かと思っておりますけれども、そこは反面、やりがいのある仕事でもあるというふうに考えておりますから、そのことについても、やはりやりがいのある仕事という部分で、相手の障がい者だとか弱者のことを理解をすることが大事であって、この合理的な配慮もそういった相手を理解することによって自然と意思疎通が図られていくのではないかなというふうに思っております。

ですから共に暮らそうというのは、お互いが理解し合える、社会に出てもらったり、お互い交流する、意思疎通をする機会をより増やすことがこの障がい者の理解には一番良いのではないかとこのことを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

はい、再々質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） 今、町長からもお話があったように、まさに障がいのある方とのコミュニケーションを図らないと、その方の困っていることだとか障壁というのは本当に分らないものなんですよ。

それで実は今日、この定例会に備えて傍聴に来ている方に、こういう座席表を配っているんです。これは前回傍聴に来た方が、傍聴席からだと執行側の名札が見えないということと、議員の席もやっぱり後からだと見えないと、そういう声を聞いて、事務局の方でこういったルビを入れた座席表を作っていただきました。これはまさに合理的配慮の一つだというふうに思います。

先に、一番最初の質問のあとに町長から、役場職員には対応要領サポートブックを作成していると、これ私は初耳だったんですが、これは本当にすばらしいなというふうに感じております。そういった意味で、ぜひ今後も、町がやっぱり率先して障がい者を理解していくというような積極的な取組みを、今後も進めていただきたい。

それと、先ほど計画作成には、障がい当事者の思いを相談支援事業所だとか、そういった専門職からいろいろ聞き取りをしながらということがありましたが、国連障害者の権利条約を策定するに当たっては、私達の場合は私達抜きで決めないでほしいという障がい者の声があって、障がい当事者もいろいろな様々な障害者の法律だとか決め事に参加するようになりました。

障がい者の方というのは、支援の客体ではなくて、本町まちづくりの主体として、一住民としてあるべきかなというふうに思っております。障がいを持つ方は不自由さは持っているんですが、それぞれ独自のやはり力というのを持っています。これは障がい者だけではなくて高齢者も同じだというふうに思います。

こういった方達が町で活躍すること。そして、こういった方達の意見が、いろんな町の施策に反映されることが正に共生のまちづくりではないかなというふうに感じております。

本町に暮らす障がい者が暮らしやすいためのまちづくりに、それに期するための障害福祉計画は、やはり本町オリジナルのものでなければならないと思うのと、ぜひ、障がい当事者が、この策定に対して参画していけるような、そういったような場を作っていたきたいのと、ぜひ、障がいの方が暮らしやすい地域に向けた協議をする場を、ぜひ、作っていただきたいというふうに強く願っておりますが、最後に町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 4番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

障害者権利条約の話もありました。平等にすべての人権及び基本的自由を享受する。本当に崇高な条約が定められておまして、そういった中で人格を尊重していくということは大切なことであるというふうに思っております。

そういった中で障がい者の方は、確かに不便なところがありますけども、不幸にならないように、そして、まちが支えることは支え合えるように、共にコミュニケーションをとりながら、しっかりとしていきたいという考え方は同じであります。障がい者のこの計画に当たって、町内にいる障がい者の方々すべてにその声を聞く機会が確保できるかということ、今後、この計画作りの中では検討せねばならないことでありますけども、できる限りそういったことに配慮しながら、そして、福祉関係の事業者の方々から個々のニーズを聞くように特に留意をしながら、この計画作りに反映をしていきたいということをお願い、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 大変失礼のあったことをお詫び申し上げます。

以上で、4番、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

(午後2時19分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

(午後2時30分)

○議長（長谷川秀樹君） 次に8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） 一般質問をさせていただきたいと思います。

熊田町長が就任時に、なせば成るなさねばならぬ何事も云々ということで、お話をしました。一つの人生の目標といいますか、町長になってからも、そういった言葉を大事に町政を進めていこうというお気持ちの現れであったんだろうと思います。

最近では、あんまり具体的な言葉でなくて、もう少しこう短い言葉でいろんなものが含まれている言葉がたくさん出てきてます。

私が感動した一つの中に、試される大地というのがありました。もうちょっと古くなりましたけども、これ北海道か開発局か分かりませんが、北海道が非常に傾きつつあるといいますか、すべてのことにだめになってきた時期に、そういうポスターを作って、役場にも貼ってありましたし農協にもありました、銀行にもありました、駅にもありました。試される大地。ただそれだけです。北海道のほの字も書いてありませんでしたけども、そういうことがありました。

最近では、ひとりの商人、無数の使命という言葉があります。これは世界を股にかけて活躍する伊藤忠商事のキャッチフレーズといいますか、そういう中身です。ここにも伊藤忠商事という言葉も書いていないですね。この言葉の中から世界で働く人達の基本姿勢みたいなものを感じられます。

同じように、実は新十津川にもあるんですね。しんとつかわで心呼吸。という言葉があります。私、これ大好きなんですね。いろんなことを想像させるんです。新十津川がどういう場所かというふうなことを、非常に空想が湧いてくるんです。清涼感がある、広々としている、あるいは広大な広がりを感じる。そういうようなことは、この言葉から感じられるんですね。私は、これを作った職員はすばらしいなと思うんです。何々をする新十津川ではなくて、しんとつかわで心呼吸。と、こういう言葉の中でいろんなことを想像させるということは、すごいことだと思うんです。

今、これから質問することは、そういうことなんです。そのすばらしい新十津川の背景になっているのは、実はやっぱり農業ではないかなということなんです。その農村がどういうふうになってるかということについて、私なりに考えられることを文書化して、町長に投げかけました。ちょっと体調が悪いので読み上げます。

本町の将来人口予想というのが示されました。これご存じのように少子高齢化という枠の中で、まず間違いなく減るということでございます。しかしながら、施策としてこれを何とか現状維持にしようということで、現在、このまちで家を建てたらいくらとか、そういう施策を打って、実はこの歯止めをかけようということで実施をしています。一定の数値を示していると。これについては評価をしたいなと思います。

しかし、財政的な見地から、これをいつまでも続けていくということはちょっと考えられないかなというふうなことを思っている次第でございます。したがって、将来人口を今言ったように見通しますと、やはり減っていくと。減っていく中で高齢者はしっかりと増えていくというふうなまちの形態が残っていくんだろうというふうに思います。

そういうふう考えた中で、新十津川は実は行政面積が非常に広いんですよ。これは良い面でもあるけども、こういう人口減少社会等を考えたときには、また欠点だというふうな形でも見る必要があるのかなと、私は思うんです。そういうような全体像を見ながら農村部にちょっと目を落とした中で、少しお話をさせていただきたいと思います。

農村部の方は、後継者が確実に確保されているという農家が、私の見た限りではそう多くはないというふうに思います。そしてかつ、現在いわゆる世帯主といいますか、経営の母体を担っている方々の高齢化が進んでいるというのが現状ではないかなというふうに思います。面積が一定なわけですから、耕作者がそういう形でいなくなってくれば、その農地はどっかに収れんされていって、いわゆる一人の農家が大きな面積を持つというふうな形で考えていけば、農地は減らないで現状のまま、この農村が保たれていくということになるんだろうというふうに思います。

その中で、特にその沢地帯と言われている部分で、四号の沢とか七号の沢、士寸とか、昔で言う盤の沢ですかね、いろいろありました。

私は農業の事があまり詳しく分りませんが、そういう沢地帯と言われる所は、風があまりあたらないので良い米がとれるというふうな話を聞いております。しかし、そこに住んでいる人達の現状はどうなってるかということを見てみますと、実は、櫛の歯が抜けたように一人、二人といなくなっているのが現状なんですよね。そうすると、あまり平坦部に比べると、失礼かもしれないけど、それほど利便性は良いというふうな形になっていないということが言えるのではないかなと思います。

そういう沢地帯の中で残った戸数が減ってくると、その一つのコミュニティーがそこで無くなっていくというふうな懸念が予想できますよね。そうすると、以前議会でも問題になっていたように、町内会活動がどうかこうとやって言ったって、1戸か2戸しかなくなってきたら、そんなこと言ってるどころじゃいんですね、実際にそういう形になってしまいうということですね。

それでは、そういうふうなことをどうやって解決したらいいのかということ、やっぱり考えていかなきゃならないんでないかなと思います。その中でヒントになるのは、若い人達でも農家の後継者という方々が、実際には農地の近くに住まないで、こういう街の中に家を借りて、農地に通っているという例がゼロではないはずなんです。一つの農業をやっていくパターンとして、そういう形もありうるということの事例があります。

さらに昔の話になって恐縮ですけど、吉野に上吉野団地ということで、あそこは私達の先輩の方々が知恵を絞って、冬は里に下りてきて、夏場山で農業をしてもらおうということで、集団で移住したという経過があります。移住という言葉がちょっといいのかどうか分かりませんが、そういうふうにして、一つの農業のあり方を変えつつ農業を守り、農地を守ろうという試みをやった経過があります。

これも一つに、一つにというか新十津川が多分、日本の中で初めてだったのではないかなという、私は記憶してます。そういうようないろいろなことを考えますときに、やはりもう新十津川はそういう農業のあり方、農家のあり方等を、やはり新しい考え方に基づいてということの発想を持つ必要があるんでないかなというふうに、私は思うんですね。

これは、先ほど申し上げましたように、なせば成るとの話と同じことです。なかなか現実では難しいですけど、いろんな手ずるを使いながら、やはり一定の集団生活が営めるような形態にして、農地には必要な時に通うという、農業の知らないやつが何を言うかと言われるかもしれないけど、そういう形態をこれからやっぱり考えていかなかったらだめだと思うんですね。

それを個人ではできない訳であって、やっぱり行政がそういった部分の膨大な計画をつ

くって、住民の方々と対応をしながら実現をさせていくということが大事なんだろうと思います。

基本的な質問の趣旨はそういうことでございます。町長の答えを聞きながら、次の質問を考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、人口減少の問題から触れられております。人口減少は、残念ながら一定の成果はありますけれども、人口は減少しているという状態は否めない事実であります。ただ、今の制度については、今、短期的にやるということでございますので、年度を区切ってその制度設計をしているということで、ご理解をしていただきたいというふうに思いますし、これがずっと続いていくと、ご指摘のとおり財政的なことからできないということは、もう当然のことです。そのことをまずもって申し上げたいというふうに思います。

今、8番議員さんの農村部の新たなあり方についてのご質問は、まちのありようにもかかる大きな課題であると考えております。そのようなことから、農業の現状などを説明しながら、私の考え方を申し上げますので、少し答弁が長くなることをまずもってご承知おき願いたいと思います。

はじめに農家戸数の推移について説明をさせていただきます。

本町では昭和24年の2,063戸をピークに減少しはじめ、昭和58年には989戸と1,000戸を割りました。その後、平成に入りましても減少を続け、平成元年に約892戸あった農家戸数が、平成20年には430戸となりその半分となり、現在、平成27年の数値ですが343戸という実態でございます。農家戸数の減少、すなわち離農戸数は、近年3か年での状況であります。平成25年度25戸、平成26年度16戸、平成27年度14戸と減少が緩やかになってきております。その背景には新規学卒就農者やUターン就農者等の農業後継者がおり、平成26年度9人、平成27年度7人、平成28年度6人が農業を継がれているという状況となっております。

次に、本町の農地のことに触れたいと思います。

農業委員さんが中心となり、関係機関や団体の格別なご努力により、現在耕作放棄地もなく、しっかりと農地が守られております。しかしながら、平成30年度からの米の直接支払交付金の廃止、生産調整の終了など国の農業政策の転換、また担い手対策など、今後の農業、農村を取り巻く環境は楽観できるものではないということにつきましては、8番議員さんと同様の認識でございます。

そして、ご指摘の沢地帯は、一般的に食味の良い米がとれると言われておりましたが、近年は農業者の普段の努力とともに基盤整備事業や土壌改良、また、JAピンネや農業改良普及所等の指導により栽培方法が確立され、平地においても良食味米が収穫されております。農業が効率的な農業経営を目指す今日では、ほ場の地理的要件や基盤整備がされているか否かなど、営農条件の優劣に重きが置かれた中で農業者は規模拡大の検討をしております。

現在の本町の主たる作物である水稲は、ピンネ農協の地域農業振興計画においても、北海道一の米どころピンネを目指して、農地の効率的利用と集積により農地を保全し、主食用米の産地として農業基盤を確立することとしてございます。水稲の生産においては、ある程度の大規模化により経営力を高めていかざるを得ないというのが実態でありますので、現状においては離農が全てマイナスに働いているということではないと考えております。町といたしましては、今後もピンネ農業公社、J A、農業委員会との連携を図る中で、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等の制度を十分に活用しながら、集積を図り農地を守っていく考えであります。

また、ピンネ農業公社で行っている農地利用実態調査、また、早い段階から潜在的な農地、担い手の問題を見える化し対応していく、人、農地プラン等により、潜在的な農地、担い手の問題をできるだけ早い時期に把握してまいりたいと考えておりますし、農業経営の法人化や農作業コントラクターなども農地を維持していくための一つの方策でありますので、そのような取組みについても前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

今、8番議員さんの質問の中で、若い農業者が通いをしているという話がありました。しかしその通いの実態には、農地の周りには親がいると、いわゆる親が守っているということを認識をしていただければというふうに思っております。ですから通いが成り立っているということが前提にあるのではないかなというふうに思っております。

ご質問にありました夏山冬里方式であります。本町では昭和35年、新十津川ダム completionにより、ダムから奥の留久地区が孤立するという形になり、通学、医療、購買などの日常生活に支障をきたすということから、当時、8番議員さんの言ったとおり全国で初めてとなる上吉野地区集落再編モデル事業として指定を受け、昭和44年及び45年に上吉野地区に集落を移転し団地を形成いたしました。

当時は、行政も幾度と地域に出向き、長い時間をかけ地域の理解を得ながら、最終的に集落の移転という結論に達したと考えておりました。地域に住まれていた方々にとっても大変厳しい決断であったと推察をしております。まさに、当時、将来を見据えた英断であり、先人の知恵と創意工夫の結晶であると私も認識をしております。

夏山冬里方式の取組みや、除雪等の行政コストの削減にもつながる良い面も数多くございますが、農業経営のことを考えていくと、私は農業者の皆さんが農地の近くに住居を構え、用水管理を適正にし、作物の成長を確認しながら、有害鳥獣被害を受けないよう気を配り、おいしく安全な農作物を作り、魅力ある営農をしていくことが基本であると考えております。

そして先祖が開墾、整備をした大切な農地を守っていくと同時に、地域に大変な愛着を持って住まわれていると推察をしております。

本町で過去に行われた夏山冬里方式は、ダムの建設が大きな要因でありましたので、現在とは時代背景や農業の経営など条件が異なっておりますが、やはり先駆的な事例として十分にそのことは今後もいろんなことで考えなければならないというふうに思っておりますし、その後、北美沢の団地についても違った条件の中で集落移転をしたという実績もございます。

さらには、集落移転においても、現状の農業形態を維持するにしても、双方に様々なメリットとデメリットがございますので、地域や農業者にとって有効で効率的な施策となる

のか、その必要性については十分な時間をかけての検討が必要でありますし、まちの形態が変革する大きな施策であるというふうに考えております。まずは町民の方々の意向がどうなのかということをしっかり把握をした上で、関係機関の意向も伺いながら慎重に対処すべきものと考えております。

斬新で新しい発想は必要であります。私もいろんなことを考えながら、しっかり町政を守っていきたいというふうに考えておりますが、この新しい発想が逆に進みすぎて相手の理解が得られない場合、逆に同じような時期にあった永年転作と同じように、その地域から人がいなくなって農地も守れなくなるという懸念も無いとは言えない訳でありますから、地域に住んでいる方々の理解なり、そういう地域の方々がどうしたいのかということをしかり聞いた上で、先ほどの繰り返しになりますけども、関係機関とも意向を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、現段階で行政が指導し、夏山冬里方式、あるいはこれに類した構想を性急に策定するという段階ではないと考えていることを申し上げ、8番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○8番（青田良一君） なかなか突飛な考えに賛同はしていただけていませんでしたけれども、町長の言葉の中に効率的な農業だとか、農地を守るとか、時間をかけてとか、様々な前向きに検討しなければならないというのは、どっかの隅っこにあるような発言は聞き取れました。

急に言って急にやれと言っても、いろんな諸条件があるからできないと思いますけども、やっぱり現状を見ると、ああいう所に1人ぽつん、1人、2人というふうに本当に残されていきますと、最終的にはやっぱり出るような決断をせざるを得ないような、こう何て言いますかね、流れが身近に迫ってくるんだろうというふうに想像できるんですね。

ですから、この人達が自分の生まれた所で農業ができるという、今ふうな形がどうなのかということ、やっぱり考えてあげるのが行政にとっても必要な大事なことであろうと思うんですよね。

去る者は追わずではなくて、去らないような工夫を何とかして、その一つの方法が今言った方法で、農地と農住と分離したようなことでこれからの農業はやっていける。今言ったように、法人化なんかしたら、何も農地の近くにいらなくてもいいような仕組みをたぶん作るんだろうと思うんですよね。そこまで考えていくんだったらというふうなことを、私は言っているわけであって、ぜひ、すぐにやれなんて言いませんけども、やはりこれだけ優秀な役場の職員がおられるわけですから、そのところにスポットを当てながら自分たち計画を作って、ないものを作り上げて、本当にボトムアップで国、道にお願いをして、金を引き出せるようなそういう働きかけを、ぜひ、やっていただきたいなということでございます。

答え聞いても同じなんであれなんですけども、要は私が最終的に言いたいのは、この新十津川をスモールタウンだとか、コンパクトシティだとかという言葉がありますけども、何とかして小さくまとめて行政効率を良いまちにしていくという、時間をかけてこれに取り組んでいただきたいんですよ。

そうしなかったら、やがてもう2025年になりますけども、2025年には、いわゆる団塊の

世代が75歳、後期高齢者になるという、いっぱいいるんですよ、うちのまちに。そういうふうになってきて、年寄りにばかりになってきた時にも、それはやっぱりコンパクトシティが実現してれば、やっぱりいろんな意味でコミュニティが生まれたり、より効率的に役所が使えたりというメリットはたくさん出てくるはずなんです。もうすぐ8年ぐらいしたらそうなるんですね。

その辺のところに念頭に置きながら、今回の一般質問は、この沢地帯にある農村地帯を何とか守っていくための方策という形で質問させていただきましたけども、私の根底はそういう大きなスケールメリットで、このまちを見ながらで、冒頭申し上げましたように、熊田町長がいわゆる人生の訓としている、なせば成るなさねばならぬ何事もと、その辺のことを念頭に置きながら職員をフルに動かして、やっぱり早い時期から積み上げていって、そういうまちの実現ができるかどうかということ投げかけていただきたいなということをお願いしたいと思います。

できないということですけど、将来にわたるような話なんで、感想でもちょっとお聞かせいただければ結構だと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 最後に町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（熊田義信君） 8番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

農業のことから端を発し、スモールタウンですか、そういったことも考えた中でのご質問ということで伺ったところであります。

行政から見るとスモールタウンなり、集約されることがいろんな部分でそれはコンパクトシティになって効率的にできるということは、もう十分分っております。

そのことが町民にとって本当に良いのかということになってくると思うんです。今住んでるとこは、我々、その1人の方から見ると困っているように思っているかもしれませんが、住めば都という言葉もあります。ですから、そういったことを考え合わせていかないと、そのことは行政の一方的では成り立っていかないとということから、町民の方々がどのように考えられてるか。そのことを、やはり一番先に理解をしていかないと、町民が新十津川にいて、その街の方に来て、それはコミュニティの行政機能は良くなったけども、住み心地が良いのかどうかというの、そこは町民の立場のことを考えられてるかということが一番大事であるというふうに、私は考えているんです。

行政効率の中では、本当にスモールタウンだとかコンパクトシティだとか、いろんなことはそれは想定もしますし、いろんなことはできます。ただ、そのことが町民のために一番になっているかどうかということを考えて、町民のことをまず考えながらそのことを進めていきたい。

当然、昭和45年当時にやったことについては、ボトムアップかトップダウンか分かりませんが、全国に先駆けて、そして国まで動かして、全国一のモデル事業として集落移転をやったということですから、そのことは非常に先駆的な例として本当にすごいことだというふうに思っております。

そのことができたということは、新十津川にはその力があるということは間違いなく、うちの職員もいろんなことから、いろんな研究、そして勉強しながらいろんな蓄積

をしっかり持ってございますし、町民のことを何よりどういうことが良いのか、農業経営のためにどういうことが良いのかということが一番理解しているというふうに、私は自負をしておりますし、その上に私はいるというふうに考えておりますので、将来的には、いろんなことも、農業の機械化の効率化だとか、いろんなその問題に対応するために、しっかりと対応をしていかねばならないというふうに考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですね。

以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

次、最後になります。1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問、町長にさせていただきます。今回、防災行政無線受信機の設置率の向上について、町長にお伺いさせていただきます。

本町は今年度、防災マップの新たな作成など、防災に向けていろいろ努力されることについては、大変感謝しているところでございます。また、防災行政無線の受信機の設置についても、近隣市町の皆さんに高く評価をしていただいているところであります。

この制度につきましては、平成9年4月1日から開始されており、町の保有台数は、5月29日現在で2,919台、貸出台数は2,806台、一般世帯については、2,623世帯に貸出し中で約88パーセントの設置率となっております。

防災行政無線の目的を考えたとき、もっと設置率を高めるべきであると私は考えますが、町長は、この数字どのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

防災行政無線システムは、町民の皆様集中豪雨、地震などによる自然災害の情報等、非常時における情報は勿論のこと、一般行政情報など生活に密着した情報を正しくかつ迅速にお知らせすることを目的に、平成8年度に整備し、平成9年4月1日より運用しております。

町民の皆さんが防災行政情報を迅速に得るためには、各ご家庭に戸別受信機が必要となりますが、こちらの戸別受信機は無償で貸し出しをしておりますが、貸出数については、先ほど1番議員さんがおっしゃった数値に相違ないところであります。

ただし、設置率の88パーセントについては総世帯数で除した数値であり、町内にある介護福祉施設等に入居されている方や、親子同居で世帯分離をしているご家庭などを考慮しますと、実数まで把握はしておりませんが、各ご家庭に対する戸別受信機設置率としては95パーセント程度に達しているものと思いき、実は高い設置率にあると認識をさせていただきます。

戸別受信機の設置は強制ではなく、希望者への貸し出しが基本であります。町民の皆様全員が共通の情報を共有していただくため、毎年4月広報誌に記事を掲載するとともに、約2か月に一度放送し、未設置者への設置を促しております。

また、他市町村から本町に転入されてくる方には、住民課窓口で転入手続きの際に、文書及び口頭で受信機の貸し出しについてお伝えしておりますし、新たに公営住宅に入居される方につきましては、入居手続きと同時に受信機をお渡しするなどの対応をさせていただいております。

1番議員さんの言うとおりの100パーセントは望ましくて目標でございますけれども、今の95パーセントということを考え合せると、高い設置率にあるということを確認していることを申し上げ、1番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 行政側として、防災行政無線のいろいろな周知の仕方、本当に理解することがあるんですが、私達の町営住宅では年に一度、家賃を設定するために町民の皆さんが所得証明を建設課の窓口を持って来て、建設課の人とお話をする機会が唯一あるんですね。そういう時に防災無線のことに対して、どうですかとか、そういうアンケートをとられたことが一度もなく、壊れていても、自分から本当は申し出ればいいんですけど、自分で壊したら何かお金を払わなかったら直してもらえないのかなっていう気持ちがあって、今一度、建設課の方にご相談をすることができないっていう、そういう町民の方のお話もあって、先日、私、建設課の方に行って、替えていただいた経緯もでございます。

せっかく町民の皆さんがそういうふうに所管の窓口に来て、そういう所管の方々とお話をする機会には、ぜひ、防災無線のことについて今一度、どんななってますか、ついてますか、ついてませんか、壊れてますか、壊れてませんかというふうに言っていただくことによって、設置率もうちょっと上げることはできるんでないのかなと、私は考えるとかなんですね。

私達の団地も、入ってる人は古くから20年、30年と長く住み続けていただいているので、防災無線の壊れてる方も結構いらっしゃるんですね。そういうときにやっぱり、自分から申し出るのはなかなか勇気がなくて申し出ることができない、そちらの方から、行政の方から何とか言っていただければお願いしたいっていう、そういう感じのことも何回も言われてますので、そういうところも考えていただいて、もうちょっと周知の仕方、また、そういう設置率の向上に向けて、違う面でも役場の方で協力していただくことはできないんでしょうか、町長に再度お伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 防災行政無線の役割は、先ほども答弁に言ったとおり、非常に高いというふうに考えております。ですから、各ご自宅には防災無線を有して、いろんな災害対応に応じていただけるようにしていただきたいというふうに考えております。

今、公営住宅の例を上げて質問をいただきましたけれども、これは公営住宅だけでなく、普通の住宅においても同じことございまして、このことは経過年数は設置してから約20年経ってますから、最初から設置している受信機については、すべて20年が経っているという形になってございますから、この公営住宅に特化するってということではなく、全体に町民の方々がこの受信機の壊れたとかあった時には、遠慮なく担当課の建設課の方に来て

いただくようにしていただきたいというふうに考えております。

広報でも周知をしておりますが、今後またさらにそういった啓蒙というか周知を高めるために、また、回覧だとかそういった方法も工夫しながら、町民の皆さん方に周知を図っていきたいというふうに考えておることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ありますか。

はい、再々質問を許します。

○1番（進藤久美子君） この行政防災無線なんですけど、今までいろいろな感じで放送されてますが、これからもそういうまちの情報であったり、そういうのをもっと違う項目で町民の方に興味を持っていただくような放送の仕方っていうのは、行政的には考えていらっしゃるのでしょうか。

別に付けてるからいいっていうわけじゃなくて、付けていない人には、付けていない人なりの、それなりのやっぱり感想があって、自分に密着した情報がなかなか得られないとかっていう、なかにはそういう方もいらっしゃるしまして、地域公共交通乗り合いタクシーとか、乗り合いワゴンの乗り方についてとかも周知はいろいろされてるにもかかわらず、今一度教えていただきたい、防災無線ではそういうのを流していただけないのかなっていうお声も耳にしているので、ぜひ、この機会にそういう町民に密着したそういう情報も、そういう防災無線にはいろいろな規定とかがありますけれども、そういうことも流していただきたいっていうご意向があったっていうことも、町長に、ぜひ聞いていただきたいと思って、私この質問させていただきましたので、これからの防災無線の拡充っていうんですか、放送の内容について変更するとか、もうちょっと町民に密着した内容を放送するとかっていうそういうお考えがないか最後にお聞かせ願って、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほどの1番議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

質問の中にもありましたけども、電波法だとかがありまして、その放送を流すのには一定の制限がございます。本来は先ほど言った災害だとか、そういったことしか流せないのが基本でありますけれども、臨時的にできる限り行政の情報をこの防災無線を利用して流せるというのが現実の対応であります。

それと聞く側においても、時間が長過ぎると今度、長くて聞けないという部分があり、理解ができないという部分もありますので、流す文面も字数もコンパクトにしながら、相手に分るように工夫をして行政側では周知をしているという実態にありますので、そのことをご理解をしていただきたいというふうに思います。

また、地域公共交通システムの関係で今、ご質問ありましたけれども、行政報告でも申し上げたとおり、担当課が出向いて、いろんな老人クラブだとかそういった形の中で周知をしているという形もご理解をしていただきながら、そういった部分でいろんな地域に出向いている、そういう場면을大いに活用してそのことについてはご理解をしていただきたいと思っております。

ただ、再々質問にあった、今の放送の種類をこれ以上多くするだとか、そういったものについては困難であるということをお知らせして、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろいですね。
以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。
これをもちまして、一般質問を終了いたします。
3時25分まで休憩いたします。

〈演台撤去〉

（午後 3 時15分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 3 時25分）

◎議案第28号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第28号、新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。裏面をおめくりください。

提案理由でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では、個人番号及び特定個人情報について、厳格な保護措置が講じられておりますが、地方公共団体の長等は、社会保障、税、防災等に関する事務について条例で規定することにより、個人番号及び特定個人情報を利用、提供することができることとなっております。

本年7月から情報提供ネットワークシステムによる情報連携の試行運用が始まるに当たり、条例に追加すべき事務が生じたので、条例の一部改正を行いたいとするものでございます。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いいたします。新旧対照表をご覧いただきながら説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧願います。

別表第1、第4条関係でございます。

条例第4条、別表1では、個人番号の独自利用事務を規定しておりまして、今回、新たに町長の事務として、3の項に公営住宅の管理に関する事務、5の項に不妊治療費用の助成に関する事務を追加して規定するものでございます。

次に、別表第2、第4条関係でございます。

別表2では、町の執行機関が本条例に定める事務を処理するに当たり、庁内の連携により自らが保有する特定個人情報を利用することが出来る旨を規定しておりまして、2ページをお開き願います。3の項、公営住宅の管理に関する事務と、3ページの一番下段5の項、不妊治療費用の助成に関する事務について、右欄に掲げる特定個人情報を利用することが出来ることを規定するものでございます。

3ページ、4の項でございますが、一般廃棄物処理手数料減免に関する事務につきましては、用語の整理となっております。

次に、議案にお戻りいただきまして、12ページでございます。

附則でございまして、この条例は、平成29年7月1日から施行したいとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第29号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第29号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,218万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,886万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第29号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

まず、20ページ、21ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ説明申し上げます。総括、歳入。

15款、道支出金。補正額643万円、これは農林水産業費補助金で、一つは基幹水利施設管理事業補助金57万4千円、もう一つは強い農業づくり事業補助金585万6千円の合計額でございます。計4億6,735万1千円。

18款、繰入金。補正額減額の1,424万4千円、これは財政調整基金からの繰入金を減額したものでございます。計3億3,768万4千円。

19款、繰越金。補正額1億2,999万9千円、計1億3,000万円。

歳入合計、補正額1億2,218万5千円、計63億3,886万8千円。

続きまして、歳出。

2款、総務費。補正額1億3,000万円、計11億4,642万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

4款、衛生費。補正額減額の1,522万9千円、計6億2,230万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

6款、農林水産業費。補正額681万4千円、計7億5,432万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金643万円、一般財源は38万4千円でございます。

8款、土木費。補正額60万円、計6億4,499万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額1億2,218万5千円、計63億3,886万8千円。財源内訳、特定財源で国道支出金643万円、一般財源は1億1,575万5千円でございます。

次に、歳出の内容について、ご説明申し上げます。28ページからになります。

2款1項3目財産管理費。補正額1億3,000万円、計4億4,249万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を説明申し上げます。事業番号9番、庁舎建設基金積立金1億3,000万円。これは平成28年度の決算により生じる剰余金の一部を当該基金に積み立てるものでございます。この積立てによりまして庁舎建設基金は、本年度予算計上しております1億円を合わせますと、年度末には10億5,290万円ほどになる見込みでございます。

次に、30ページ、31ページでございます。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額減額の1,522万9千円、計3億3,026万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を説明申し上げます。事業番号5番、国民

健康保険特別会計繰出金減額の1,522万9千円。これは国民健康保険特別会計の歳入で増額分がございましたので、その分を減額するものでございます。

次に、32ページ、33ページ。

6款1項2目農業振興費。補正額585万6千円、計3億7,637万円。財源内訳、特定財源で国道支出金585万6千円。これは北海道の強い農業づくり事業補助金でございます。内容を申し上げます。事業番号20番、経営体育成支援事業585万6千円。これは農業者が農産物の高付加価値化や経営コスト縮減などに資する農業機械などを導入する場合に、対象経費の3割を補助するものでございまして、3名分の補助金を計上するものでございます。

次に、5目農地費。補正額95万8千円、計3億4,391万5千円。財源内訳、特定財源で国道支出金57万4千円。これは北海道の基幹水利施設管理事業補助金でございます。一般財源38万4千円。内容を申し上げます。事業番号2番、基幹水利施設管理事業（新十津川地区トップ地区）95万8千円。これは徳富川頭首工の本年4月の定期点検で、電気設備に係るバッテリーなどの損耗が激しいことが分りまして、平成30年度の改修事業として要望をしておりましたところですが、北海道から本年度に前倒し施行の要請があったことから、本年度前倒しで改修をするため補正計上をするものでございます。

次に、34ページ、35ページ。

8款1項1目土木総務費。補正額60万円、計2,270万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。事業番号5番、農業集落排水事業特別会計繰出金60万円。これは農業集落排水事業におきまして、増額補正が必要になった分を特別会計に繰出金として補正計上するものでございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第30号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第30号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,957万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,398万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第30号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容の説明を申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明いたします。総括、歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額1,522万9千円、これは国保税が当初の見込みより増額となる分を補正するものでございます。計2億1,691万1千円。

3 款、繰入金。補正額減額の1,522万9千円、これは国保税の増額分を減額するというものでございます。計1億7,747万4千円。

6 款、国庫支出金。補正額1,425万8千円、計1,425万8千円。

7 款、道支出金。補正額531万3千円、計531万3千円。これにつきましては、国保の都道府県単位化に伴います、標準システム導入に係る国と北海道からの補助金及び交付金でございまして。

歳入合計、補正額1,957万1千円、計4億1,398万5千円。

歳出。

1 款、総務費。補正額1,957万1千円、計4億1,313万円。財源内訳は、特定財源、国道支出金1,957万1千円でございます。

歳出合計、補正額1,957万1千円、計4億1,398万5千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1,957万1千円でございます。

次に、歳出の内容についてをご説明申し上げます。46ページ、47ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費。補正額1,957万1千円、計1,994万2千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1,957万1千円。これは国庫補助金で、国民健康保険制度関係業務準備事業費894万5千円。それと国庫の交付金、特別調整交付金531万3千円。次に道の交付金、特別調整交付金531万3千円でございます。内容を説明申し上げます。事業番号1番、国保総務事務1,957万1千円。これは平成30年度から国保の都道府県単位化が施行されることとなりますが、これに伴いまして、北海道では多くの市町村と国保関連データをやりとりするため、広域ネットワーク機能を持たせた北海道クラウドを構築し、そのクラウドに国が示した国保事務処理標準システムを組み込んで運用することとしてございます。

本町が導入し運用している総合行政システムとこの標準システムにつきましては、同じ企業が開発したものでありまして、運用しやすいという利点があることから、本町では、国保の標準システムが組み込まれた北海道クラウドを利用したいとするものでございまして、北海道クラウド構築の本町分経費、それと国保標準システムと町とのデータ連携に係る改修経費を補正計上するものでございます。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第31号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第31号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,406万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第31号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

3款、繰入金。補正額60万円、計2,236万2千円。

歳入合計、補正額60万円、計3,406万5千円。

次に、歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額60万円、計1,434万1千万円。財源内訳、特定財源でその他60万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

歳出合計、補正額60万円、計3,406万5千円。財源内訳、特定財源でその他60万円でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。56ページ、57ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目維持管理費。補正額60万円、計1,434万1千円。財源内訳は、特定財源でその他で一般会計繰出金でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、農業集落排

水施設維持管理事務60万円ですが、本年度は農業集落排水施設の機能を維持するために必要な個別施設計画を策定するというふうにしてございますが、昨年8月、近年の人口減少に伴う施設の集約及び再編について検討をする再編計画について、個別施設計画を策定する場合は同時に策定するよう国から方針が示されました。しかし、具体的な策定内容が当時不明確であったことから、当初予算には計上をしておりませんでした。本年6月にその内容が明確にされることとなったことから、再編計画策定に係る経費を計上するものでございます。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第32号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第32号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更について。

滝川地区広域消防事務組合規約を次のとおり変更する。

滝川地区広域消防事務組合規約の一部を改正する規約の提案理由でございます。

滝川地区広域消防事務組合消防本部滝川消防署庁舎の移転に伴い、組合の事業所の位置を変更する必要があるため、滝川地区広域消防事務組合規約を変更することについて、関係市町と協議したいので地方自治法第286条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。別紙の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

第4条中の組合の事務所の住所でございます。滝川市緑町2丁目2番31号を滝川市文京町4丁目1番5号に改めるものでございます。

附則として、この規約は平成29年9月1日からの施行でございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第33号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画、平成28年度から平成32年度までを別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

63ページをお開き願います。

内容を申し上げます。過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後を対表して整理をしている表でございます。現在の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から5か年の計画として議決いただいているところでございますが、計画を進めるに当たり新たに計画に搭載する必要のある事業が発生しましたので、計画の変更を行いたいとするものでございます。

変更箇所は、右側の変更後のところにアンダーラインで示しておりますが、区分6、教育の振興の（1）学校教育関連施設等に、事業名、給食施設。事業内容、学校給食センター整備事業を追加するものでございまして、本年度予算計上しております給食センター洗浄室改修を予定をしているわけでございます。

なお、今回の変更に係る北海道との協議につきましては、5月1日に協議が整っておりますこと、また、今回、本計画へ登載することによって、事業実施の際に財政的に有利な過疎債を充当することが可能となりますことを申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、8日から11日までは、議案調査のため休会となっております。

12日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第2回新十津川町議会定例会

平成29年6月12日（月曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 発議第6号 特別委員会の設置について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第27号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第28号 新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第29号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第30号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第31号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第32号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第33号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第34号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第35号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第36号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第14 議案第37号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第15 議案第38号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第39号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第40号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)

- 第18 議案第41号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第19 議案第42号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第20 議案第43号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 議案第44号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第22 議案第45号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第23 議案第46号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第24 議案第47号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 議案第48号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 議案第49号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第27 議案第50号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第30 議員の派遣について
- 第31 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 進藤久美子君 | 2番 | 杉本初美君 |
| 3番 | 鈴井康裕君 | 4番 | 小玉博崇君 |
| 5番 | 白石昇君 | 6番 | 西内陽美君 |
| 7番 | 安中経人君 | 8番 | 青田良一君 |
| 9番 | 長名實君 | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 | | |

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、発議第6号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、発議の内容の説明をさせていただきたいと思っております。

特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、新十津川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しますとあります。

提出者、賛同者は記載のとおりでございます。裏面をお開きいただきたいと思います。

発議第6号、特別委員会の設置について。

新十津川町議会に次の特別委員会を設置するものとする。

提案理由といたしましては、新十津川町議会委員会条例第5条の規定により議決を求めるものであります。

内容を説明したいと思います。

新十津川町議会に次の特別委員会を設置するものとする。

1としまして、名称でございますけれども、議員定数等調査特別委員会。

- 2としまして、付議事件は、新十津川町議会議員定数及び報酬のあり方等に関する調査。
- 3、委員の定数でございますが、5名といたしたいとするものでございます。
- 4、期間でございますが、付議された事件の調査が完了する日までとなっております。
- 5、継続審査につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中継続審査とするといった内容でございます。

少しつけ加えさせていただきます。今朝のNHKのテレビをご覧になったんでないかと思ひます。四国の某村で、議員のなり手がいなくなりそうだというふうなことから、その村では、その村の議会ではと言つてもいいんでしょうかね、要するに直接選挙、直接民主主義を検討しなければならないというふうなことの報道がなされておりました。

併せまして、ここ最近、新聞等でもそれに近い内容の報道が各誌で報道されていることは議員各位もご存じのとおりと思ひます。また、本町議会においても、過去に無投票での選挙が行われたといったような経過もありまして、次期統一地方選挙に向けまして、さまざまなそういった諸問題を検討するといったものが、この特別委員会の背景でございます。

その趣旨等につきましては、先の全員協議会で議長の方からるる説明がございまして、議運の方でその内容について検討させてもらった結果が、発議6号の形でまとまったものでございます。

これにつきましては、議員各位のご賛同をいただきながら、今年度中に取りまとめる方向で取り進めるべきだというふうに判断いたしますので、皆様のご賛同をよろしくお願ひ申し上げまして、発議第6号の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員の選任、正副委員長長の選任

○議長（長谷川秀樹君） 次に、委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

選任の方法につきましては、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選任の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

議員定数等調査特別委員会委員には、3番、鈴木康裕君、4番、小玉博崇君、6番、西内陽美君、7番、安中経人君、10番、笹木正文君の5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました5人を、議員定数等調査特別委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会委員には、鈴木康裕君、小玉博崇君、西内陽美君、安中経人君、笹木正文君の5名を選任することに決定をいたしました。

ただ今、議員定数等調査特別委員会委員が選任されましたので、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長を選任をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をしていただきたいと思います。

10時20分まで休憩をいたします。

（午前10時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時16分）

○議長（長谷川秀樹君） 議員定数等調査特別委員会の正副委員長を選任につきまして、代表して安中議員より、結果の報告を願います。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） それでは、休憩中に委員会を開催いたしまして、正副委員長の選任の案件について行いましたので、結果について報告いたします。

委員会総意をもちまして、委員長には笹木議員、副委員長には小玉議員を選任いたしましたので、ここに報告をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今報告がございましたように、議員定数等調査特別委員会委員長に笹木正文君、副委員長に小玉博崇君が選任されましたので、よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4に入る前に、議案第27号から議案第33号までの案件につきましては、6月7日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。
よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いたします。

◎議案第27号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第27号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第28号、新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第29号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） はい、33ページ、農林水産業費の中で農業振興費、20番、経営体育成支援事業、3軒の農家に農業機械購入のため支援を行ったというご発言だったと思いますけれども、購入された助成の対象になった機械は、どういう機械なのか具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは3番議員のご質疑にお答えいたします。

助成となった機械の内容でございますが、1軒につきましては、乾燥機70石3台、2軒目につきましては、トラクター90馬力1台、もう1軒につきましては、防除機130リットル1台とビニールハウス1棟でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 今の経営体育成資金とかもろもろの資金なんですけれども、国の方針では新規就農ということに重点を置いて、非常に高くウェイトが置かれていて、中堅層の、今、実際に本町の農業を支えてくれている人達が、そういう支援を受けるという制度がほとんどないんですね。

これ国の事業なもんだから、町でどうこうせいということではないんですけれども、そういう実態だということをもきちんと踏まえて、理解をして、さらに体質の強い農業に向けて何らかの形を将来的に考えていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 今の5番議員の発言に対して、何かございます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、5番議員のご質疑にお答えいたします。

5番議員のおっしゃるとおり、この経営体育成の事業につきましては、農業の高付加価値化ですとか、経営コストの縮減あるいは農業の6次産業化というようなところに重点を置かれた補助事業でございます。おっしゃられますように、中堅というよりも、やはり新規就農者ですとか、これから高付加価値化等の事業を進めていくという、そちらの方の補助金になってるのかなというふうに考えております。

毎年3軒程度補助金を利用しておりますけれども、この制度はこれとして国の制度ですので、うちの方でも選定になるように努力してまいりますし、議員さんのおっしゃられた部

分、体質の強い農業という部分では、ほかの部分で何か支援できることがあればということで前にも申し上げておりますけども、制度なりを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第29号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第30号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。
質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第30号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第31号、平成29年度新十津川町農業集落排水事

業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第32号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第33号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第34号、新十津川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、杉本議員の退席を求めます。

〔杉本初美議員退場〕

○議長（長谷川秀樹君） 本案件につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第34号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央73番地43。

氏名、杉本初美。昭和23年4月12日生まれ、69歳です。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めます。

この同法が一部改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と市町村長の選任制の併用から町議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたので、農業委員会委員の任命について同意を求めます。

なお、事務手続の関係では、平成29年4月10日、農業委員会候補者評価委員会が開催されております。地域や農業関係団体などから、農業委員候補者として推薦された17名全員が適任者と判断し、私宛てに報告をされていることを申し添えさせていただきます。

内容の説明を申し上げます。

杉本初美氏は、平成27年から現職の町議会議員としてご活躍をされており、町民からの

信望も厚く、非農家の立場から農業委員会が所管する業務について中立公正な判断することができ、農業委員として適任であると考え、任命をいたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご同意の方よろしくようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

杉本議員の入場を求めます。

〔杉本初美議員入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 本人が議場におられますので、この場より、杉本初美君を新十津川町農業委員会委員に任命することに決定したことを通知いたします。

◎一括上程

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第12から日程第27までの案件につきまして、一括して上程をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第35号、新十津川町農業委員会委員の任命についてから日程第27、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第35号から議案第50号までの上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは、議案第35号から議案第50号までについて、提案者の

提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第35号から55号まで、一括上程をさせていただきますので、内容と提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和71番地24。

氏名、田中千久。昭和39年5月4日生まれ、53才です。

提案理由、農業委員会委員が平成29年7月19日付けで任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

田中千久氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年からは新十津川町農民協議会の幹事としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第36号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字弥生19番地1。

氏名、太田正一。昭和35年2月5日生まれ、57歳です。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

太田正一氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成10年から民生委員を6年間務められ、平成26年からは現職の農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第37号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野37番地121。

氏名、川村登。昭和46年5月5日生まれ、46歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

川村登氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、旧吉野小学校のPTA会長やピンネ農業協同組合青年部長、また、平成24年から4年間社会教育委員と

してもご活躍された経歴をお持ちでございます。農業への識見も高く、地域の農業者からの信頼もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第38号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和36番地8。

氏名、坂本和隆。昭和39年4月26日生まれ、53歳です。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めます。

内容の説明を申し上げます。

坂本和隆氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年からピンネ農業協同組合総代、平成24年からは新十津川土地改良区総代としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第39号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月941番地。

氏名、続木秀則。昭和39年1月2日生まれ、53歳です。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めます。

内容の説明を申し上げます。

続木秀則氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年からは新十津川町農民協議会執行委員を4年間務められ、平成26年からは現職の農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第40号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月237番地5。

氏名、坂下敏浩。昭和35年11月5日生まれ、56歳でございます。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めます。

内容の説明を申し上げます。

坂下敏浩氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も熱く厚く、旧花月

小学校のPTA会長を務められたほか、平成23年からは新十津川町農民協議会幹事としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第41号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進501番地。

氏名、平野尚一。昭和29年12月3日生まれ、62歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

平野尚一氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成18年から1年間総進区長として、平成23年からは現職の農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第42号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央54番地4。

氏名、高橋了裕。昭和37年4月3日生まれ、55歳でございます。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

高橋了裕氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成17年から8年間、新十津川町農民協議会の幹事、副委員長を歴任され、平成28年からは農業共済組合の総代としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第43号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和125番地30。

氏名、土田等司。昭和38年6月1日生まれ、54歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

土田等司氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成21年から2年間新十津川町農民協議会副委員長として、また、平成23年からは現職の農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第44号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1533番地1。

氏名、中嶋和己。昭和40年9月8日生まれ、51歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

中嶋和己氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成13年から4年間新十津川町農民協議会の執行委員、幹事を歴任され、平成28年からは新十津川土地改良区の総代としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者から推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第45号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字学園7番地2。

氏名、北川雅善。昭和30年4月9日生まれ、62歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

北川雅善氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成21年から1年間徳富区区長として、平成23年7月からは現職の農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第46号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月385番地5。

氏名、上杉秀正。昭和31年5月2日生まれ、61歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

上杉秀正氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成24年から4年間農業共済組合総代、平成28年からは新十津川土地改良区分区長としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月340番地7。

氏名、木村文秋。昭和30年9月21日生まれ、61歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

木村文秋氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成26年から2年間花月区区長、平成25年からは農業共済組合総代としてご活躍されております。農業への識見高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員の委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進1432番地2。

氏名、乗松良行。昭和50年7月22日生まれ、41歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

乗松良行氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、ピンネ農業協同組合青年部長を務められ、平成27年からは新十津川町農民協議会書記次長としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和14番地15。

氏名、宮本英靖。昭和28年4月29日生まれ、64歳であります。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

宮本英靖氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成14年から現職の農業委員として、また、平成20年からはピンネ農業協同組合代表理事組合長としてご活躍されております。農業への識見も高く、ピンネ農業協同組合からの推薦であることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和37番地5。

氏名、大野芳一。昭和29年2月18日生まれ、63歳でございます。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

大野芳一氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年からは新十津川土地改良区理事、理事長代理を歴任され、平成28年から理事長を勤められております。また、平成20年から4年間、農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、新十津川土地改良区からの推薦であることから、農業委員として適任であると考え、任命いたしたくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上、議案第35号から50号まで一括上程をさせていただきました。

農業委員の任命について、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意いただきますように、よろしく願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議案第48号につきましては、配布のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、議案第35号から議案第50号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第35号から議案第50号まで、ただちに質疑に入ります。

なお、質疑につきましても一括して行い、討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 制度が変わりまして、新たな農業委員、町長からの同意を議会が求められたわけなんですけども、今、説明を聞いてますと、それぞれ私、お顔、あるいは人となりも知ってますから立派な人であることは間違いないと思うんですけども、しかし、行政関係の各種委員さんの中に、どの部分も女性が入ってるにもかかわらず、これがどうして男性だけがこういう形で出てくるのか、これちょっと私、納得できないんですけども、もうちょっとフィフティー・フィフティーにするとか、そういった形での選任の方法があったのではないかなという感じがするんですけども、その辺の経緯について、ちょっと何かお持ちであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○農業委員会事務局長（後木満男君） それでは8番議員さんのご質疑にお答えいたしま

す。今回の農業委員の選任につきましては、法の改正によりこのような選任になっているということは、先ほどの町長の説明でございましたけども、今回の募集におきましては、推薦あるいは個人の応募というような中で受付をさせていただきました。

その中で今回、応募なり推薦ということで募集したんですけども、推薦のみというような形で個人の応募は出てこなかったということでございます。

その中でお1人だけ女性の方が入っているということで、こちらから男性、女性出してくれというようなことも申し上げておりませんし、それは地域の中で選んでいただいて推薦をいただいたという中身でございますので、その辺については、ご理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 失礼いたしました、農業委員会事務局長としての答弁でございます。

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎議案第35号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） これから、議案第35号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第36号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第36号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第37号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第37号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第38号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第38号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第39号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第39号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり

同意することに決定をいたしました。

◎議案第40号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第40号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第41号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第41号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第42号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第42号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第43号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第43号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第44号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第44号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第45号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第45号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第46号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第46号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第47号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第47号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第48号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第48号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第49号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第49号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第50号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 次に、議案第50号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第28、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央303番地13。

氏名、前谷弘志。昭和31年11月3日生まれ。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

この度、人権擁護委員としてご活躍されておられた方のご退任に伴い、後任として中央

区ご在住の前谷弘志様をご推選するものでございます。

前谷氏におかれましては、約38年間、新十津川町役場に奉職。福祉、教育、農政、商工観光とさまざまな業務に携わり、町民からの信頼度が高く、人格識見や中立、公平性を兼ね備えておられます。また、総務課では人権擁護委員業務に携わり、人権活動と役割を熟知しておられます。このようなことから、人権擁護委員として適任であると考え、推薦したいとするものでございます。何とぞご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任、不適任の議決であります。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、本議会として適任の意見といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

◎諮問第2号の内容説明、質疑及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第29、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央503番地7。

氏名、酒井光代。昭和30年11月25日生まれ。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

この諮問についても前1号と同様に、人権擁護委員としてご活躍されておられました方のご退任に伴い、後任として、青葉区ご在住の酒井光代様を推薦するものでございます。

酒井様は、昭和51年から養護教諭としてご務されており、平成17年4月から平成21年3月までの4年間は、本町の吉野小学校でご勤務されております。また、平成2年4月から

平成6年3月までの4年間は砂川少年自然の家指導員として、青少年の健全な育成にご尽力され、平成27年3月に退職されるまで養護教諭、社会教育主事としてご活躍をされていたところでございます。このように教育者として、人格、識見が高く、人権擁護についての理解も十分兼ね備えていることから、適任であると考え推薦いたしたいとさせていただきます。何とぞご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任、不適任の議決であります。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、本議会として適任の意見といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣についてご説明申し上げます。

研修会についてご説明です。

（1）北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月4日。場所は札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で8万2千円です。

（2）中空知広域市町村圏組合主催の中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月10日。場所は赤平市。派遣議員は、全議員でございます。経費は、概算で3万8千円でございます。

（3）議員会議会議員管外視察研修です。日程は7月13日から7月14日まで。場所は帯広市及び浦幌町であります。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、住民との協働による森づくり、議会活性化への取り組み及び議員のなり手対策についての研修でございます。経費につきましては、概算で30万7千円となっております。

（4）中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会です。日程は7月20日。場所は新十津川町。派遣議員は全議員でございます。

（5）空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月25日。場所は沼田町。派

遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で3万8千円となっております。

以上、議員の派遣についての明細でございます

○議長（長谷川秀樹君） ただ今議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第31、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づく申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員